

平成30年第3回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成30年9月12日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	早川謙
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	洞口博行
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	原誠
林政部長	古沢弘康	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者	金森利泰

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	杉山昭彦	議会書記	坪内重正
議会書記	鈴木友理香		

開議の宣告

○副議長（瀬川治男君）

これより本日の会議を開きます。

ただいま議長が所用により欠席されているため、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場면을放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（瀬川治男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号12番 村瀬明義君と13番 若原敏郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○副議長（瀬川治男君）

日程第2、一般質問を行います。

9番 黒田芳弘君の発言を許します。

○9番（黒田芳弘君）

皆さん、おはようございます。

私も先月、55歳になりまして、さらにゴーゴーといきたいところではございますが、五十肩にかかってしまいまして、あちこちで治療しておりますが、なかなかよくなりません。以前、若原議員が五十肩になったときに笑っておりましたが、相当痛い思いをしております。

5月に、有志の皆さんと東海市のほうへ研修に行った折、バスの中で、大西議員がやぶ医者のお話をいたしまして、やぶ医者とは本当は腕のいい医者を言うもんだという、わけのわからない話をしておりました。

次の日、ちょうどテレビを見ておりましたら、このやぶ医者のこと、やぶ医者のお話の由来についてテレビでやっております、何でも、江戸時代の今の兵庫県の養父地方に大層腕のいい医者が出て、この人は時の徳川将軍の専属になったほどの名医であったということでもあります。その医者にはたくさんのお弟子さんがいて、また彼らの腕もよく、養父の医者といって大層評判となって繁盛したそうでもあります。すると、今度はそれにあやかって、お金もうけをたくらむ、養父の医者

名乗るたくさんの方が出てきました。当然、にせでございますので、腕は悪く「やぶ」、腕の悪い医者イコールやぶの医者、やぶ医者といったという由来でございました。

大西議員が言ったとおり、やぶ医者というのは、本当は腕のいい医者だということになって、このときは、改めて先輩議員のことを見直したというところでございます。私も五十肩がすぐに治るような名医を探しに、一度養父市さんのほうへもうかがいたいと思っておりますが、ちなみにこの養父市は、何を隠そう藤原市長のふるさとでもございますので、私もやぶ議員と言われぬように、一生懸命これからも頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告しております3点9項目について順次質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点目でございますが、地方創生の現状と課題について質問に入ります。

2014年5月、増田寛也氏を座長とする日本創成会議が発表した、いわゆる「増田レポート」では、若年女性が減ることによって子どもが産まれない、すると人口が減る、その結果、全国1,700超の市区町村のうち、2040年には、その約半数にあたる896の自治体が消滅の危機に直面するとした衝撃的な内容でありました。

これを受け、その年の9月に発足した第2次安倍内閣では、地方創生担当大臣を置き、「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、地方創生への取り組みが始まったというところであります。その当時、私は議長でございましたが、早速、そのときの石破大臣から、行政だけではなく議会もこの地方創生にしっかりとかわり、取り組んでくださいといった内容の書状を送られました。我々議会は、それにかかわる委員会を設置し、本市の地方創生に結ぶ事業なども検討をいたしました。財源が全く見えない中で、非常にやりづらかったことを思い出します。

いま一度振り返りますと、この資料1に地方創生関係の交付金の概要がございますが、今までの地方への一律の交付ではなく、あくまでも自治体の自主的・主体的な取り組みで先導的なものを支援、KPIを設定し、PDCAサイクルを組んで、従来の縦割りを超えて支援するもので、国からの交付金としては、まず26年補正で1,400億円、その上乗せが300億円、27年補正では地方創生加速化交付金として1,000億円、28年当初には地方創生推進交付金1,000億円として、策定段階から事業推進段階へと経過をしていきました。

この取り組みが始まって4年たちます。私もこの機会に、これまでの成果はどうなんだろうということ各評論などを読みましたが、共通して唱えていることは、地方創生には、先ほどの交付金とあわせ、その関連予算の総額に、2017年には1兆7,536億円、2018年には1兆7,877億円という多額の予算がつけられているが、結果として目立った成果は上がっていないというものであります。

地方創生の第一の目標は、まず地方経済の活性化であります。まち・ひと・しごと創生長期ビジョンでは、地方経済の成長を促すことで若者の雇用をふやし、格差を縮小し、地方における安定した雇用を創出するとしておりました。これと並んで軸にされたのが、人口減少をとめることであります。東京に流出する人口を抑制し、地方へ新しい人の流れをつくること、出生率を上げるため、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること、そしてもう一つは、時代と合った地域をつ

くり、安全な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するといったものであります。

政府の点検によりますと、若者雇用が地方で18.4万人ふえ、女性の若年就業率が69.5%から74.3%へ、第一子出産前後の継続就業率が38%から53.1%へ伸び、60時間以上働く雇用者の割合が8.8%から7.7%に減ったことが、地方創生の成果というふうに評価をしております。

ですが、こうしたよいところだけの数字を並べた断片的な結果だけでは、地方の経済成長や人口減少を防ぐといった地方創生の本来の目的への証拠とはならず、むしろ明確な結果がないことを隠すためのように見えるとする、という評論もあります。

この出生率につきましても、2015年の1.45から2017年の1.43まで下がり、さらに点検では、増加したとされる若年雇用者も労働力調査の年次別集計を見る限りは減っております。2014年から2017年の4年間で、南関東と近畿を除いた地方圏での若年雇用者は17万人減少しているという事実があります。

当時は、流行語のように叫ばれていた地方創生というスローガンは、いつの間にか1億総活躍社会へ、そして総選挙後は働き方改革、生産性革命へと目まぐるしく政策が変わる中、どこかに隠されているようにも思えます。

地方創生推進交付金の年間1,000億円と、まち・ひと・しごと創生事業1兆円という莫大な費用は、本当に地方創生へ向かっているのか疑問に感じます。地方創生にかかわる各市交付金は、KPIとしてアウトカム指標を設定したりし、事業実施後にこれを用いた効果検証を行った結果を国に報告するとともに、公表することが求められております。

本市においても、外部有識者の評価についてホームページでその効果検証が公表されまして、先日全協でも説明がございましたが、行政としてのこれまでの取り組みの検証について、まずお聞きしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本市におけるこれまでの地方創生の取り組みにつきましては、平成27年10月に、本市の総合戦略といたしまして、「本巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしまして、総合戦略に掲げた基本目標とその具体的な施策を計画的かつ効率的に実施するために、重要業績評価指標でございますKPIを設定いたしまして、その達成に向けて、現在取り組んでおるところでございます。

そうした事業の進捗管理といたしましては、前年度に実施をいたしました事業の効果につきまして、PDCAサイクルによりまして、その年度の取り組み実績とKPIの達成状況をもとに、戦略に掲げる事業の進捗管理を内部評価では担当部局長が評価者となり、前年度に総合戦略に基づき実施をいたしました全ての事業を対象に、また外部評価では、第三者委員会である「本巣市総合戦略策定推進委員会」の委員が評価者となり、国の地方創生関係交付金で実施した事業につきまして、

重要業績評価指標の達成に向けて有効であったか、また有効とは言えなかったのか、いずれかで評価をいただいた上で、いずれも有効であったと評価をいただき、その結果を毎年度議会に報告をさせていただいているところでございます。以上でございます。

[9番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

再質問いたします。

今の部長の説明は、この評価や検証の方法についての説明でございましたが、これまで取り組んできた本市の事業、設定した事業そのものの成果については、行政としてはどのように評価をしているのかお聞きをしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を、大野企画部長にお願いします。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

5年間の計画期間の中間年における総合戦略としての検証はどうだったのかという御質問かと思いますが、戦略の目標として掲げております将来人口の展望に向けた目標設定における設定年度が、計画の最終年度ということでございますことから、中間年における目標達成度の検証ということでは行っておりません。

その目標に向けて有効であったか、その事業の検証というものは、先ほどお答えをさせていただいていたようなかたちで検証を行っておりますが、最終的な目標に対して、その時点でどうだったのかというところまでは行っておりませんので、したがって、次期の総合戦略策定に向けた取り組みの中でこういったことの検証を踏まえて、次期の策定にまたつなげていきたいというふうに思っております。

[9番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

初めの計画が5年という設定期間でございますので、それが時間を経っていないということで検証ができないということですね。

そうなりますと、実際には事業途中で計上しながらこういうものは進めないと、終了後に検証しても、終わってしまったから検証しても、その事業そのものには何も影響はないと思いますので、これでは次の質問には行きづらいところでございますが、次に移ります。

地方創生の取り組みの中で、コンサルに依頼し進めた、ある地方の例でございますが、平成初期まで高原別荘地としてにぎわい、夏はテニスやハイキング、冬はスキーなどのスノースポーツで潤

ってきたが、近年、観光客の急減で悩んでいたところがありました。

コンサルは、その地のシンボリック存在である美しい湖を題材にしたプレゼンを行いました。そのプレゼンでの質問の場面で、地元の旅館経営者が、あんたら東京から来たんだから、西武とか東急とか三井とかを呼んでくれるんじゃないの、といった発言に、皆声を失ったという出来事があったそうであります。すばらしい、とてもいい提案ではありますが、コンサル側から見れば、これは一体誰がやるんだ。主役は地域の方々であるはず。でも、行政はこの質問に答えられない。地域の者は役所に押しつけ、コンサルは事業の提案だけ、誰がやるんだかわからないじゃあ、できるわけないだろうという畳みかけに、会場は凍りついたそうであります。

地方創生に取り組む自治体の、その約8割がコンサルに依頼をしたそうであります。これは平成の大合併に伴う行政改革で、職員に余裕はなく、また専門知識もなく、どこでもそうになってしまうそうであります。ここらをどうにかしないと、本物の地方創生というものの成果は得られないだろうというふうに思います。

検証から見える課題について、御質問をいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

検証から見える課題という御質問でございますが、先ほどの御質問でもございましたように、私どもは、戦略としての事業における課題ということで評価を行っておりますので、そういう観点で、その課題をどう捉えていくかということでお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほどお答えをさせていただきましたように、内部評価におきましては、K P Iの達成状況により検証し、また外部評価では、その達成に向け有効であったか、またそうでなかったかという点で評価をいただいているところでございます。特に、外部評価をいただく委員会の委員の方からは、事業に対する意見もあわせていただいております。こうした意見を踏まえ、また担当部署におきまして、事業内容の精査やその事業の再構築などブラッシュアップを図り、より質の高い事業になるよう努めているところでございます。

この地方創生の取り組みは、昨日の若原議員の御質問にもお答えをさせていただきましたように、簡単に成果や結果が出るものではなく、持続性のある長期的な視点から取り組むことが重要であるというふうに考えております。

今後につきましては、こうした事業の検証結果を踏まえ、現在設定しております将来人口の展望に近づけるよう、より適切なK P Iの設定でありますとか、また新たに取り組むべき事業の構築、こういったものにつなげてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

3点目に移ります。

地方創生について考えてみると、日本全体のことと、我々本巢市といった限られたこの一地方の取り組みでは、少しばかり捉え方が違って来るように思います。

人口減少問題については、よく使われる指標に、合計特殊出生率というものがあります。1人の女性が生涯に産む子どもの数であります。都道府県別に見ると、2015年のデータで全国平均が1.46、1番高いところでは沖縄県で1.94、続いて島根の1.78、宮崎1.71、熊本1.68、鳥取1.65といった地方ばかりであります。逆に、ワースト1位は東京の1.24、神奈川、埼玉、大阪の1.39といった、都市部がワースト5に入っております。この出生率だけで言うと、北海道を除く地方のほうがそれに貢献していることとなります。地方創生の原点に立ち返ると、人口減少と東京一極集中による地方自治体の消滅への危機からでありました。

日本全体の出生率は、確かに低く長らく続く課題ではありますが、その中でも、比較的に地方は都市部より出生率は高いという結果があります。出産の援助や待機児童の解消、医療費の援助など子どもを産み育てやすい、子育て支援自立へより地方は努力をしているということになります。それが、大学から就職へと移行する過程で、都市部へ移動していってしまうという現実であります。

これについては、国が主導し、中央官庁や大手企業から金融機関、有名大学に至るまで、都市部の機能を大胆に地方へ分散しない限り、いくらきれいごとを並べても、一極集中を改めることは不可能であることは誰もが認めるところではないでしょうか。

日本で産まれた子どもたちが、日本中どこへ行っても活躍できるという意味においては、少子化対策は国策として行うべきで、地方が独自予算で行う子育て支援などの少子化対策には、その恩恵を受けた自治体で就職し、住み続けてもらうよう制限を設けるべきであるというふうに考えます。そうしないと、地方が子どもを育て、働くようになると都市に奪われてしまうといった構造は、この先も延々続くこととなります。国には抜本的な改革を望むところでございます。

国が、地方創生として取り組み始めて4年が経過をいたしますが、これは名称が変わっただけで、地方、地域活性化については、我々地方はもっと以前から取り組んでおります。その上において、地方はこれからも決して諦めることなく、粘り強く取り組むことが重要であると考えます。国の地方創生事業は5年間の限定でございますが、これだけに捉われることなく、我々は地方でできることをこれからも知恵を出して、汗をかいて、こつこつ頑張るしかありません。

今後の地方創生へ向け、その取り組む姿勢について、最後、市長にお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、地方創生の現在の課題についての御質問にお答え申し上げます。

今、黒田議員から、くしくも、私どもがいつも思っていることをずばり言っていただきまして、私が答弁をするまでもなく、黒田議員のほうから御質問の中で言ったことが、私どもの答弁そのものになるわけでもございますけれども、重複しますけれども、少し思いをお話しさせていただきたいと思っています。

この地方創生の取り組みというのは、先ほど来お話がございましたように、国を挙げて、地方公共団体が取り組んでいるということでございます。一極集中を克服しようと、そして地方に活力を生み出そうということで取り組んでおるものでございます。

こうした取り組みというのは、今までも、先ほど黒田議員もお話ございましたように、地域活性化の取り組みというのは、常に全国市町村、ずうっと皆やってきていることであります。何を今さら地方創生だという気もしないわけでもなく、27年の策定のときから、私ども、そういうこと常々申し上げてきておりましたけれども、もうずうっと、地方公共団体はそのために取り組んでおるんだと。確かにやってきたけれども、何ともならないこの一極集中、そして、また都市部へどんどん流れていく。東京へ流れていく。これを何とか食い止めるというのは、やっぱり国を挙げてしっかりやらなきゃいけないということもずうっと言っておりました。

そうでなければ、地方は何をしておったんだというふうに言われかねない。そんなことはない。もう全国自治体、合併前もそうですけど、3,300、超える自治体は、みんな汗水流して、住民の皆様方の御支援をいただきながら、議会の同意を得ながら、どこの市町村もやってきているわけです。それを、地方が何か頑張らなかつたからあかんのだというようなことを、ちょっと論点をすりかえていくような部分もあると私はもうずうっと思っております。そうじゃないよということはいつもおっしゃられておったわけでございます。

ですから、今回、今後もこうした地方創生の取り組みというのは、一応、先ほど部長がお答えしましたように、すぐこう効果が出るようなもんじゃないし、また、今でもずうっと古くからやってきてるもので、これが現実につながっているわけでございます。これからも、こうした取り組みというのは、地方創生云々じゃなくて、これからもずうっとやっていかなきゃならない事業であるというふうに思っております。今回も5年という戦略のもとやっておりますけれども、5年で終わって、次はどうなるかということは、国のほうは、次のステップもまた考えているようでございますけれども、別に5年たったからこれでやめるという話ではなくて、既に国の交付金をもらってやっている事業というのは、本当にごく少数でありまして、本巢市もいただいている金というか、要するに、もういっぱいいろんなことをやってきておりますので、改めて新しくやっていないことをやるというようなことは、なかなかどこでも見つけにくいというのが今回のこの地方創生の総合戦略の事業の中身だろうというふうに思っております。

そういったことで、我々は今までも実際にずうっとやってきた地域活性化のための事業というもので、例えば移住・定住の話ですとか、子育て支援、教育関係の整備等々地域に住んでいる皆さん方が、やっぱりこれからも安全・安心して住んでいける仕組みを、これからも一生懸命取り組んでいかなければならない。

国の交付金、お金をいただかなくても、やっぱり地方自治体として地域を守る、そして地域に活力を生み出す、こういった努力というのはしっかりやっていかないといけないというふうに思っています、今回の事業なんか、効果が出ているもの、国の交付金がなくても効果が出ているものというのは、これからも引き続き重点的に取り組んで、この地域に活力を生み出す、そういう仕組みをこれからもやっていきたいなあということは思っております。

そういった中で、本当に真剣に考えていただきたいと思っているのは、何とんでも一極集中。せっかく、先ほどお話がありましたように、中学、高校まで一生懸命子どもたちに子育て支援等々、教育環境整備のように一生懸命にやってきた。そして、もうりっぱになって、さあというときに、先ほどのお話のように都市部に流れていくと、そして地方にはまた戻ってこない、これはもう全国どこの、東京、その他以外は、どこの県も同じような状況でありますけれども、何とか我々もこういった知恵を出しながら、皆様方の御支援もいただきながら、何とか若者がこの地元に定着するように、若者がこのまちに引き続き住み続けることができるような、そんな政策、そんな方向をぜひ国も一緒になって取り組んでいただきたい。我々も、そのための努力を一生懸命しなきゃいけないというふうに思っております。

やっぱり地域から若者がいなくなる、人がいなくなるというのは地域の存亡の危機にもつながります。地域には、人がいて初めて生活が成り立つというのがありますので、若い人からお年寄りまでみんながいて、老若男女、しっかりと人々が住んでいくことによって初めて地域が維持できるというのは、もう紛れようもない事実でありますので、ぜひそんな方向へなるように、これからも本巢市が長くそんな形でいけるように、これからも一生懸命、この政策に取り組んで頑張っていきたいというふうに思っております。

[9番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

ありがとうございました。

次の2点目の質問に移りたいと思います。

通学路の安全対策の強化ということでございますが、これにつきましては、昨日も寺町議員のほうから質問がありましたし、またこの後も今枝議員のほうからあると思いますが、私は私の観点で質問をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

6月18日、大阪北部を震源とする震度6弱の地震が発生し、高槻市では、通学路に面した小学校のプールサイドに設置されていたブロック塀が倒壊し、通学途中の女子児童のとうい命が失われました。事故後に検証をすると、1978年の宮城県沖地震では死者28人のうち、ブロック塀による犠牲は18人で、これを機に建築基準法施行令の改正につながり、高さや厚さ、補強の控え壁の設置などが定められたということでもあります。2005年福岡沖、2016年の熊本地震でもブロック塀倒壊による死者が出ておりますが、危険性の認識は深まっていないとする報道がありました。

私の長男と次男が大阪の大学に通っておりまして、それぞれ豊中市と茨木市で下宿をしております。たまたま長男は自動車運転免許証の試験で、前日からこちらに来ておりまして無事でしたが、次男は就寝中にこの地震に襲われ、下から突き上げるような強い衝撃であったと、本当に怖かったというふうにすぐに連絡が来ました。幸いけがは無く無事ではございましたが、4月から向こうへ行ったばかりでありますので、親としては心配で、その週末大阪へ向かいました。電気と水道は復旧をしておりましたが、ガスがまだ使えず、ショッピングモールのフードコートなどは閉まっておりました。大型紳士服店やパチンコホールの入りの大きなガラスドアは割れて、修理の最中であり、お寺や古い家の屋根瓦はほとんどがずれ落ち、雨を防ぐビニールシートで覆われておりました。

そして住宅街を通ると、一番目立ったのはブロック塀の損壊でございました。その多くが、倒れたり傾いたりして、黄色いビニールテープで危険を明示していて、傾いたものはロープで内側に引っ張って、とりあえず道路側に倒れないような処置がされておりました。地震後のこのまちの姿を見て、私が危険を感じたのはガラスドアと瓦屋根に神社の鳥居、そして住宅に多く設置してあるブロック塀でありました。当然そのあたりには多くの住民がいて、子どもたちにとっては毎日通う通学路があります。

まず初めに、今回の事故を受けて、本市の学校などの教育施設についての安全点検の実施とその結果について、お尋ねをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

ただいま議員が申されましたが、本年6月18日に発生をいたしました大阪北部地震では、倒壊した小学校のブロック塀の下敷きになり、登校中の小学校4年の女児のとうとい命が犠牲となりました。安心・安全であるべき学校施設によって起きた出来事でございます。教育関係施設に携わる者といたしましても、より一層心が痛むところでございます。

御質問の本市での学校教育施設についての安全点検と実施とその結果についてでございますが、地震発生日でございますが、その日に各小・中学校に対しまして、学校施設内のブロック塀の有無、それからその他危険と思われる工作物について、速やかに点検を行うよう指示をいたしました。その結果、学校施設内にはブロック塀はありませんでしたが、3小学校から、心配な工作物があるという報告がありました。しかし、詳しく調査した結果、いずれも強固なものであり、その時点で、本県市内の小・中学校には危険な工作物は1件もないということがわかりました。

さらなる安全確認のため、教育委員会の事務局職員が学校施設を細かく点検をいたしましたところ、2つの危険な工作物を発見いたしました。1つは、真正中学校の南門付近にあります石灯籠、もう一つは、糸貫中学校の南舎南側にあります銅像でございます。いずれも工作物のぐらつきが見られたところでございます。それにつきましては、早急に補修の手配を行いまして、夏季休業中に

補修が完了いたしましたところでございます。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9 番（黒田芳弘君）

今、答弁にございましたように、教育施設関係につきましては、敏速な対応をされたということで理解をしておきます。

次に移りますが、今度は通学路全般のことについて質問に入りたいと思います。

まず、資料 2 を見ていただきます。

これは、国土交通省が交付するブロック塀の点検のチェックポイントでございます。外観で塀の高さ、厚さ、控え壁の有無、基礎の有無、塀の傾き、ひび割れの 5 つをチェックし、不適合がある場合や鉄筋の配筋、基礎の根入れなど、詳細については専門家に相談せよというふうにしております。この専門家とはブロック塀診断士という資格があり、この資格登録者は、各地方自治体に名簿が報告されているというふうにあります。

次に、資料 3 を見ていただきます。

これは、大阪北部地震の後、防災の専門家が紹介した子ども向けのイラストで、どんな塀や壁が危険なのかを SNS をもって公開したものであります。次のページには、同じように家の屋根や建物の窓ガラス、看板、自販機、神社の鳥居に灯籠など、子どもたちの通学路での危険が予知されるものについてわかりやすく載せてあります。

このように、今回の高槻市での事故を受けて、どこも対策を考えるのは、通学路に多く存在し行政の強制力が及ばない民間施設、特に個人宅のブロック塀であります。本市においても、子どもたちの通学路については、通学路に面するそのほとんどが個人宅などの民間施設であると思われませんが、通学路全般の安全点検については実施をされたのか、また事故を受けて、そのほかの防止策など、対応についてお尋ねをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

ただいま御質問の通学路全般の安全点検について、各小・中学校の対応についてお答えをさせていただきます。

日本は地震大国でありまして、日本中いつでもどこで地震が起こっても不思議ではございません。そこで、さらに小・中学校に対しまして、学校施設のほかに、通学路脇にありますブロック塀等の点検を行うように指示をいたしました。教職員は専門外でございまして、専門的な知識を有していないため、さらにこちらで示したおおよその基準で点検をしたところ、幾つかの心配されるブロック塀等がありました。

通学路脇にございますブロック塀は個人の所有物であり、教育委員会が撤去を強要できるものではありません。また正確な診断を行い、危険性が立証されているというわけでもありません。そこが判断するときに難しいところではございますが、今回の点検をもとに、特に危険度が高いと思われる場所につきましては、学校判断で地域の理解を得て、通学路を変更したところもございます。

今回の点検は、ブロック塀について門外漢の教職員の点検であるため、今後は、現在行われています担当課によります診断結果を待って、それをもとに通学路の再検討や子どもたちへの指導を各小・中学校で再度指示をしていきたいと考えております。以上です。

[9番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

今対応などについては、特に危険なところは通学路の変更もしたということでありましたが、点検をしたということではありますが、それは教育委員会がつくったマニュアルで、教職員がやったということでございますよね。

そうなりますと、私が先ほど今資料で示したような、外観の傾きですとかそういったものは目視できるんですが、やっぱり鉄筋・配筋の有無ですとか、控え壁などは裏に回って見なければいけないとか、基礎の問題も専門家でないといけないということがありますので、今後、そういったことをブロック塀診断士という資格を持った人がおりますんで、そういった専門の人にもう一度しっかりと見ていただいて、点検を充実してほしいということをお願いしておきます。

それでは3点目に移りますが、子どもたちの安全という観点で、今、学校等の教育施設と通学路の安全というふうに分けて教育委員会にお尋ねをいたしました。通学路に面するのは、当然その多くが民間施設であります。子どもたちの安全対策、防災面、施設改修など、多くの部署が関係し所管が分かりますので、最後、副市長にお尋ねをいたします。

この高槻市の事故を受け、文科省は全国へ安全点検の実施を通告し、その結果、全国の国公立、私立の小・中学校や高校、幼稚園など1万2,640校で安全性に問題のあるブロック塀が見つかり、8月10日の時点で、その約8割で応急対策が進んでいるとの発表がありました。

このように、自治体自身の公共施設については、その補修・撤去には制限なく、素早い対応ができますが、問題は、その通学路の多くに存在する民間施設でございます。これについては、素早い対応をとった自治体の例がございます。栃木県宇都宮市では、民有地のブロック塀撤去の費用補助金制度を臨時議会を開き予算案を提出、また兵庫県では、県自体が補助制度を導入するというふうに発表がありました。

この近くでは、各務原市が6月27日付で発表をいたし、7月1日から従来の補助制度を拡張し、補助金限度額を現在の10万円から30万円、1平方メートル当たり7,000円を1万円、また、従来なかった狭い道路に面するブロック塀も補助対象とするといった即時の対応がなされております。

今回の事故を受け、通学路の安全強化は全国的にも大きな課題となっております。危険箇所を避

けて通学路を変更することは、ほかの問題が発生することが想定され不可能というふうに考えます。本市において、個人宅など民間の施設について、所有者の方が補修・撤去などの対応がしやすいよう、独自の補助制度創出が必要というふうに考えますが、いかがでしょうか。答弁を願います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、副市長に求めます。

副市長 早川謙君。

○副市長（早川 謙君）

ブロック塀の撤去等に係る補助制度の考え、対策についてお答えをいたします。

ブロック塀等の撤去について、現在、市では狭隘道路に面した塀等の撤去に係る費用の一部に対し一定の条件のもと補助金を交付しておりますが、道路幅員を確保することを目的としております。

民間施設に対しての助成については、自己管理・自己責任の観点から、慎重な取り扱いが求められますが、今回の大阪北部地震でのブロック塀倒壊事故を鑑み、震災時の道路の安全確保の必要性を市民の皆様に御理解いただき、本市におきましても、通学路を重点に市道の安全対策として、来年度の国の支援内容や県他市町の状況を参考に、通学路は特に安全が図られるよう、補助率や上限額を上げるなどし、ブロック塀等の撤去に係る補助制度を実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

[9番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

再質問させていただきます。

今の答弁をお聞きしますと、来年度からの実施に向け、早急に検討しておるということであつたかと思いますが、近年だけ見ても、東日本大震災の後に2年前には熊本地震が起きて、またことしだけ見ても、先ほどの6月の大阪北部地震、そしてまたつい最近でございますが、北海道地震といった大きな災害の規模となる地震が起こっております。

その上において、子どもたちの通学路の安全対策というのは緊急性の高い、ほかのものとは違った待たなしの制度というふうに私は考えます。私の思いでございますが、この9月の補正に、そういったものは予算が出てくるのではないかなあというふうに期待をしておったわけでございますが、今聞きますと、来年度からに向けて検討をしているということでございましたので、やっぱりこれは、私は、この施策だけは本当に緊急性の高い施策が必要だというふうに思っておりますので、再答弁を願います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を、副市長に求めます。

副市長 早川謙君。

○副市長（早川 謙君）

早急な対応が必要ではないかということについて、お答えをいたします。

先ほど答弁をしましたとおり、通学路を重点とした市道全体の安全対策としての補助制度の創出につきましては、来年度より、本格的に実施できるよう検討を進めているところです。

現在、都市計画課において、県の建築事務所の協力を得て、本巢、糸貫、真正、根尾の順で、通学路におけるブロック塀等の安全点検を順次進めており、点検が完了した本巢地区の南部については、倒壊のおそれのあるブロック塀4カ所の各所有者に対し、点検結果をお知らせし、注意喚起をしたところです。

今後、他の地区についても、点検をできるだけ速やかに実施した上で、危険であることをお知らせした所有者から撤去への理解と協力を得られるものについては、先行して対応してまいりたいと考えております。

[9番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

素早い対応をしていただくということで安心をいたしましたので、またそういった詳細なことについては、詰めていただきたいというふうに思います。

最後に移りたいと思います。

犯罪被害者支援ということでございますが、犯罪被害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、被害者の権利・利益の保護を図ることを目的として、平成16年に犯罪被害者等基本法が成立をいたしました。犯罪被害者なり、その家族と遺族が受けた被害を回復または軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、被害にかかわる刑事に関する手続に、適切に関与することができる施策をとることを国及び地方公共団体の責務として規定し、また被害者の名誉、生活の平穏を害することがないよう十分な配慮をするとともに、国及び地方公共団体が施策に協力するよう努めなければならないことを国民の責務として規定しております。

我が国の犯罪被害者支援制度の契機となったのは、昭和49年三菱重工ビル爆破事件で、多くの被害者とその遺族の平穏な生活維持ができない実態から、社会の連帯共助の精神に基づき、その精神的・経済的安定を図ろうとするものでありました。また、平成7年の地下鉄サリン事件など、オウム真理教による8件の事件に対し、6,571人の被害者とその遺族に対し25億6,800万円を支給した、オウム真理教犯罪被害者救済法が施行された経緯があります。

被害者が抱えるさまざまな問題としては、精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、周囲の人々によるうわさ話やマスコミの取材、報道による精神的被害などの声を上げております。

資料4を見ていただきますと、平成24年調査による被害態様別による申告率がございます。これは法務省が行った実態の暗数調査で、一般国民を対象としたアンケート調査により、警察などに認知されていない犯罪の件数も含め、どのような犯罪が実際どのくらい発生しているのかという実態

を調べる方法で調査したものであります。これを見ていただきますと、個人犯罪被害では、性的事件で74.1%が届け出なしとなっていることや、インターネットオークション、消費者詐欺において届け出がなく、泣き寝入りとなっている実態がうかがえます。

次に、資料5を見ていただきますと、犯罪被害者の現状がございます。

被害者の抱える問題については、先に述べた4つでございますが、事件後の心境や状況については、不安を抱えた、落ち込んだとするものが高い状況にあります。次のページでは、心理面への影響、身体面への影響がございます。犯罪被害は、事件後、精神的にも身体的にも大きな影響を抱え、事件前の平穏な生活を取り戻せないまま悩んでいる現状がございます。

以上が、この日本における犯罪被害者支援の経緯と被害者の実態であります。質問に入りますが、まず、この犯罪被害者支援に対する本市の見解について、総務部長にお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

犯罪被害者支援ということで、市の見解ということでございますが、議員が先ほど申されましたとおり、犯罪被害者等基本法につきましては、施行されてから13年が経過したところでございます。また、平成28年4月には、第3次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されて、犯罪被害者に対する施策が行われておるところでございます。

しかしながら、こうした施策が行われているにもかかわらず、さまざまな犯罪が後を絶たず、犯罪被害者の中には十分な支援が受けられず、社会において孤立し、その後も2次的な被害に苦しめられている方もおると考えております。

参考でございますが、平成29年度の岐阜県下の刑法犯の認知件数を申し上げますと1万4,897件で、対前年比710件の減でございますが、本市におきましては361件、対前年比51件となっております。また、交通事故におきましては、県内で5,565件が発生いたしまして、本市では117件、対前年比16件の減となっております。こうした状況を見ますと、市民の誰もが犯罪被害者となることが高まっておるという状況でございます。犯罪被害者支援の重要性を認識いたしまして、犯罪被害者の生活に最も近い市町村において、犯罪被害者の視点に立った施策を講じなければならないというふうに考えております。

なお、この支援施策につきましては、市町村ごとの不均衡はなるべく避け、少なくとも県内で統一した施策が必要ではないかというふうに考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

次に移ります。

先に申し上げましたように、平成16年にこの犯罪被害者等基本法が制定され、国と地方公共団体の責務が規定されているのにもかかわらず、先ほど部長のお話にもありましたが、十数年を経過した現在でも、全国1,500の市区町村で、条例制定などは未整備で具体的な支援が進まない現状がございます。

そんな中、推進している自治体の特異な例といたしましては、兵庫県明石市は、300万円を上限とし未払いの賠償金を被害者に支払う立替支援金制度を制定いたしました。これを画期的制度と評価する声もありますが、いつどこで起こるかわからない被害に対して、本当にそれがいいことなのかという疑問に思います。

この質問については、通告した後の9月1日付の新聞報道で、揖斐川町、大野町、池田町の揖斐郡の3町が支援条例案の制定案を9月定例会にそろって提出するといった記事がございました。その主な内容は、被害者死亡の場合、遺族に30万円、重傷の場合は家族に10万円を支給するとしたもので、可決されれば県内自治体で最も早い運用開始となります。

このように、それぞれで取り組みが始まっておりますが、私の思いといたしましては、被害者支援には差異が生じないよう、少なくとも都道府県単位で統一しての支援策が講じられるよう進められるべきであるというふうに考えます。岐阜県の取り組みや市町村の動向などについて、御質問をいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、県及び他自治体の動向についてお答えをさせていただきます。

県の取り組みにつきましては、平成20年3月に「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」を制定いたしまして、その後の平成22年11月に、県公安委員会から、県内で唯一の犯罪被害者等早期援助団体といたしまして、「公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター」を指定いたしまして、犯罪被害者が再び平穏な生活ができるよう、電話、面接相談や検察庁、裁判所、病院等への付き添いなどの事業を実施しております。

また、県民生活相談センターや県警本部に犯罪被害者相談室を設置いたしまして、被害者からの相談を受けております。このほか、本年3月でございますが、北方警察署長のほうから犯罪被害者支援条例の制定に向けまして、市町村の職員を対象とした研修会の案内を受けまして、本市におきましても、同月に開催されました研修会に職員が参加したところでございます。

次に、県内他市町の状況でございますが、先ほど黒田議員が申されましたとおり、大野町につきましてもそうでございますが、七宗町が本年10月1日の施行を目指しまして、条例制定議案を上程する方針との新聞報道があったほか、羽島市、坂祝町、八百津町等が条例制定に向けてのパブリックコメントを実施しております。

また、本年度開催の県の副市長会におきましても、犯罪被害者の支援措置を実施しているぎふ犯

罪被害者支援センターの拡充や市町村条例に向けた支援内容の統一化などの議題が提出されまして、県内市町村において、条例制定を含む支援措置の充実に向けた研究・検討が行われたところでございます。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

最後に移ります。

これまで犯罪被害者支援に対する経緯やその見解について述べてきましたが、次に資料6を見ていただきたいと思います。

これは、犯罪被害者が望む支援についてでございますが、具体的に求める支援は、事件の相談相手、警察との対応の手助け、付き添い、生活全般の手伝いなどが多くを占め、回復につながる考えでは、家族、自助ループ、友人・知人からの助けを上げております。

被害者は、収入がなくなることでの生活費や裁判等の費用など、経済的支援は当然のことながら、心理的・身体面の回復には、周囲の人々の理解とその人たちのことをよくわかった手助けが必要であります。そのためには、県単位で統一を図り、被害実態に即した実効性の高い自治体の条例制定が必要と考えます。

最後、これにつきまして市長の見解をお伺いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、犯罪被害者支援についての御質問にお答え申し上げます。

基本的には、先ほど黒田議員のほうからお話がございますように、私もこういう支援制度をつくるには、やっぱり少なくとも県単位、できれば国全体の中でしっかりとフォローしていくような仕組みが必要であるというふうに私も感じております。これはやはり、どこの地域にいても、どこに住んでいても、どこの地域に行っても、引き続きそういった支援が得られるということが、私も大事だというふうには思っております。

そういったことで、先ほど来、部長のほうからもお答えしました県下の状況なども御説明、御答弁させていただいておりますけれども、私どもは今後も議員のお話のように、実効性の高い、そして先ほど来お話ししておりますように、やはり効率的に、そしてみんながやはりどこの地域にいても、どこに移動しても変わらぬ支援を受けられるような、そんな実効性の高い条例制定に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、県それから関係市町村等の状況などもしっかり踏まえながら、本巢市で、もし条例制定するとなれば、そういったことの参考にしながら、できるだけ統一性のとれた、

どこへ行っても何とか支援が可能になるような、そんな条例制定に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

[9 番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

今、市長が申されましたことを告げていただきたいと思います。

市長も岐阜県域では、一番のベテランの市長となったわけでございますので、県の市長会などでその強いリーダーシップを発揮していただくことを御期待申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

御清聴、ありがとうございました。

○副議長（瀬川治男君）

続きまして、10番 臼井悦子君の発言を許します。

○10番（臼井悦子君）

皆様、改めましておはようございます。

このところ、年々季節が少しずつ何か前倒しされているような、春がもう夏というような、そんな感じがしているところでございます。春が過ぎて酷暑、それから水害、台風、地震、本当に相次ぐ惨事に多くの皆様がこの困難に心を痛めておられることに、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

こういった状況にあって、私は今回、2つ質問をさせていただくわけなんですけど、2つ目のイベントという祭りごとについて論ずるのは、いささか心の重さを感じますが、市民の皆様の心の糧である笑顔をなくさないためにも、こんなときこそ大切な催しではないかと思い、取り上げました。よろしく願いいたします。

それでは、初めに市民協働サポートセンター整備・運営事業について質問したいと思います。

本年度の新規事業として、（仮称）本巣市市民協働サポートセンターが整備されつつあると思われませんが、協働によるまちづくりへの拠点として、具体的にどのような事業が進められていくのか、この事業の現在の整備状況についてお尋ねいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

仮称「市民協働サポートセンター」の整備・運営事業につきましては、現在、市民活動に携われておられる方々で構成いたします「市民協働まちづくり推進委員会」におきまして、いろいろ御意見をお伺いしながら進めているところでございます。

本年6月に、市民活動助成金の「市提示事業協働実施コース」によりまして、運営主体を公募いたしましたところ、1つの団体から応募をいただき、当団体を運営主体といたしまして現在事業を進めているところでございます。

7月には、センターの活動拠点となります糸貫ぬくもりの里のホワイエスペースにおきまして、当団体が主催をいたします「マイプロジェクトをはじめよう！」と題しましたワークショップが開催され、市民活動団体の関係者やボランティア活動に興味のある方、また市の職員でありますとか社会福祉協議会の職員など、総勢45名の方に御参加をいただき、地域の課題解決に関して自分たちが主体的にできることや、そのアイデアを出し合い、その中で、センターの空間整備につきましてもいろいろアイデアや御意見をいただき、こうした意見を反映した空間整備に現在努めておりまして、来年2月のオープンに向け準備を進めているところでございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

臼井悦子君。

○10番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

誰もが気軽に立ち寄れるサポートセンターになることを大いに期待したいところです。

ぬくもりの里は、大変身近なホールとして多くの皆さんに利用される場所です。そこに、そのようなセンターがあることを少しでも市民の皆様方に知ってもらい、協働活動の意義を理解し、参画していただくのに大変有効だと思います。

それでは、さらに今後の運営に向けて、2番目の質問で、具体的な構成人員、指導内容についてお尋ねいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

運営主体となります市民団体「サポートセンター運営チーム」の構成メンバーは5名でございまして、そこに本巢市の市民協働や地域福祉の担当職員、また社会福祉協議会の職員などもかかわり合いをしながら、団体間の連携を密にし、事業を現在進めているところでございます。

具体的な指導内容ということでございますが、地域課題に取り組む市民活動をサポートするためには、市民活動団体同士の交流促進やボランティア情報などの収集・発信に加えまして、市民活動の担い手の発掘やリーダーの育成などの機能が求められておりますことから、当面はより多くの市民の方々に、市民協働サポートセンターを知っていただくためのPRなど、情報発信に努めてまいります。

また、市民協働による「まちづくり」を考えていただくための勉強会の開催や、市民活動団体同士のネットワークづくり、また情報交換を活性化させるためのワークショップの開催など、勉強会

や情報交換、交流を通じ、市民活動の普及に加えまして、市民活動をよりサポートするセンターとなりますように、市としてのかかわり方に配慮しながら、指導・支援を継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

臼井悦子君。

○10番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

大変、御丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございます。

この事業は、今後市民の皆様との協働によるまちづくりにとって重要なものと考えます。先に、このようなサポートセンターを立ち上げている市町もあると思いますが、ぜひとも本巢市の特色を生かした事業として、さらに多くの市民の皆様とともに、基本方針にありますように、市民と行政がともにつくる自立した町を目指す、そのために大きな拠点となることを願っております。

まだまだこれから、しっかり皆様方とお話をされて、来年に向けての運営事業でございますので、本当に、こんなときに質問させていただきましたのは、大いにこのサポートセンターということに興味を持って、さらに、これは本当に本巢市の今後の活性化、さらに協働のまちづくりに大いに役に立つものだという事を皆さんにも知っていただきたいということを大きく期待したもので、この質問をさせていただきました。

それでは、2番目の質問に移ります。

イベントについてでございます。

本巢市は、平成16年2月の合併以来、来年2月1日で15周年を迎えようとしています。現在は、合併前からの各地域での催し物など継続されているところと、花とほたる祭りのように統合された祭りもあります。いずれも、行政と市民団体の協働で行っている実情です。イベントを通してさらに住みよい元気なまちづくりの推進を、また、そのまちづくりの推進については連帯意識の強化、高揚を図れることを願うものであります。

そこで初めに、そのイベントの目的について市のお考えをお尋ねいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、イベントにつきましてお答えを申し上げます。

市が関与をいたしております主なイベントは、6月に開催しております花とほたる祭り、8月の根尾川花火大会、ふれあいサマーフェスタ、うすずみサマーフェスティバル、また、11月のもとし織部祭りがございまして、そのほかにもスポーツイベントや文化イベントなど、さまざまなイベントが実行委員会または市主催として開催しているところでございます。また、市民団体が自主的に、

主体的となって企画実施します市民活動助成金を活用した市民提案型のイベントも実施されているところでございます。

これらのイベントの開催趣旨といたしましては、開催する内容により異なっておりますが、例えば花とほたる祭りでは、市民による花づくりの推進、また、ほたる保護の意識の高揚・醸成、またふれあいサマーフェスタでは、市民相互の触れ合いや地域の活性化、またもとす織部祭りでは、産業文化の魅力・発展や魅力ある地域づくり、また市民提案イベントでは、市民協働普及などが個々のイベントにより異なっておりますが、全てのイベントにおきまして、先ほど議員のお話でもございますように、市民の皆様との触れ合い・交流を通じての一体感の醸成というようなこと、また地域の活性化など、こういうものを目的に開催をしているものでございます。

[10番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

臼井悦子君。

○10番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

単にイベントといっても、深い意義のあるものであることを改めて考えさせられます。

季節の彩りのあるさまざまな人の集まりは、私自身も市の大切な活力になっているものと思っております。6月、8月、11月、それぞれの季節に合わせたイベント、そして市民の自立したイベント、小さな地域にあっても、それぞれ行っているものもあります。本当にたくさんのイベント、お祭りというようなものが、この市の中には存在していると思います。

こういった各種のイベントに対して、本当に市としては、今まで皆様方に温かい御指導をいただいたり御協力をいただいていることは、重々私も存じております。また、このようなイベントに対して、今後もどのような支援を継続されていかれるのか、お尋ねいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、今後もどのような支援を継続されていかれるのかということについての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

今後につきましても、市民同士の交流等によりまして、一体感の醸成につながるイベントになるよう、また開催趣旨に沿ったイベント内容になるよう、実行委員会または市民団体の皆様に御意見をお聞きしながら、必要な支援を今後とも行ってまいりたいというふうに考えております。

[10番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

臼井悦子君。

○10番（臼井悦子君）

確認のような御質問ばかりで大変申しわけないと思いますが、こういった従来各種イベントの開催に当たりましては、実行委員会の中で協議を経て行われており、市民の皆様の御意見なども反映され、大変活気のあるものと感じております。

藤原市政の掲げる元気で笑顔のあふれる本巢市の指針が、まさに浸透している状況だと思っております。これからも多くの人の参加を得られるようなイベントの内容であるためには、イベントのあり方について、協力市民の皆様との協議はされていかれるのかお尋ねいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、今後のイベントのあり方などについての御質問でございますけど、お答えを申し上げたいと思います。

市が関与いたしておりますイベントにつきましては、実行委員会または市民活動助成金の活動団体におきまして、参加する団体や市民の御意見をお聞きしながらイベント内容を協議決定し、実施していただいております。また、よりよいイベントにするために、主催する団体におきまして、実施したイベントの改善点なども含め、次年度のイベントがさらに市民のニーズに即した内容となるよう協議を重ねていただいております。

今後も市民協働をより一層進めるため、また市民団体等、自主性を尊重するため、いわゆる主催団体において開催の趣旨に沿った市民ニーズの把握というものに努めていただいて、より効果的・効率的なイベントとなるよう、また、限られた経費で最大限の効果を発揮できるように、今後もそれぞれ取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

臼井悦子君。

○10番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

相次ぐ自然災害などが発生し、国民の生活が不安な今日でもある中、市におきましては、健全財政を維持しつつ、明るく元気な市民の皆様笑顔があふれるまちの創造に力を注ぎ、ともに住みやすい本巢市を若き世代につないでいきたいと思っております。

私の住んでおります町内なんですけど、ささやかながら、毎年8月に盆踊りを行っております。

たまたま根尾の花火大会と重なってしまいますので、私はもちろん地域の中で皆さんとともに踊りの中に入っているわけなんですけど、その中で、ある中高年の男性が、このまま踊るだけでは寂しいから、子どもも来ているということで、本当に毎年、自分のそれこそポケットマネーで花火をやってくれるんです。本当に家でもやれる、子どもでもやれるような花火なんですけど、それをさらに、どんどん毎年グレードアップをして、今花火大会でやっているナイアガラですか、ああいうものを

五、六人の男性がひもでネズミ花火をつないで、ぐるぐるぐるぐる回しながら煙を出してというもので、そんなささやかなものでも、集った市民の皆様は本当に喜んで、拍手喝采をしているというようなそんな手づくりのお祭りというのか、盆踊りをやっているわけなんです、こういったやり方もいろいろあるとは思いますが、本当に皆様方のこういった祭りに対する期待、思い、集えば楽しいというような、その年の思い出をつくっていくのに貴重なイベントだと私は思っております。

また、職員の皆様方におかれましても、本当に日々業務増大の中で、いろいろ指導もいただいたりして大変だと思いますが、皆様方、難関を突破した立派な公務員の方ばかりだと思いますので、お互いの知恵と若いエネルギーを大いに行政に反映していただき、今後のイベントなど、市の新たな創生にお力を発揮されることを願っております。

市長の所信表明、モットーとされる中にもございました市政運営方針ですが、市民の皆様の声をよく聞く現場主義、対話主義、市民目線の基本姿勢で、皆さんと一体になって豊かな市政を導いていきたいということを願っております。

これで何か僭越ながら、職員の皆様方にもエールを送ったようなつもりですが、私も議員でありながら、かつては職員であるOBということを常に心には思っております。どうか、本当に無理のないように、このまちの創生に全力を注いでいただきたいということを思っております。

私の質問は、このような心に訴えるようなものしかございませんが、これで質問を終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

○副議長（瀬川治男君）

ここで、暫時休憩とします。10時35分から再開しますので、よろしくお願ひします。

午前10時19分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

引き続き、一般質問を行います。

1番 高橋勇樹君の発言を許します。

○1番（高橋勇樹君）

通告に従い2項目、6点の質問をいたします。

冒頭に、先ほども黒田議員が言われましたけれども、年齢のことを話しようと思ったんですけど、五十肩というお話がありました。8月に私も32になりまして、31のときに議員にならせてもらいまして、ようやく1年がたとうとしております。五十肩まではあと18年かかるわけでございます……。〔「嫌みだで」と呼ぶ者あり〕

嫌みではございません。18年の間に、僕が50歳になるまでにこの市というのは本当にインターも

完成しているであろう、また今話題にも上がっております新庁舎の統合、これも成っているのかもしれない。この18年という年数の間に、やはり今の小学生、中学生、または幼稚園児は大人になっている、そんな年でございます。それまでに、私はできるだけ子どもたち、将来の担い手の方々に負の財産を残さないようにと、この市議会議員に立候補させてもらう理由として、そういったことを思いながらこの1年を過ごさせていただきました。

残り議員の任期も3年ということでございます。その3年間の間にもしっかりと職務を全うし、次世代に負の遺産を残さないような市政運営の審査をしていきたいなと思っております。

それでは質問に入らせていただきたいと思います。

平成30年、第2回議会から本日までの間に、本当に6月から9月までの間に大きな災害が立て続けに起こりまして、改めて防災意識が高まっているかと思えます。

前回の一般質問のときにもお話ししましたが、南海トラフ地震と言われる大地震が30年以内に70%の確率で発生することが予測されています。先日の防災訓練の際にも、想定が震度6という設定での訓練でしたが、南海トラフ地震発生時の本巢市の震度は6弱と想定されています。予測されています。

あくまでも予測ですので、予測ですけれども、必ず来るという意識のもと、市民の方々には防災対策、意識を高めていただきたいと思いますし、高めていく対策を市としてもより一層力を入れていただきたいと思います。

今回の質問は直接防災についてというところではなく、災害発生時の質問をさせていただきたいと思います。

質問項目1の豪雨時の特別警報について、3点質問いたします。

7月初旬に起きた豪雨で、本市でも初めての特別警報が発令されました。それに伴い、本市では一部地域の避難や学校の休校等、多くの動きが早い段階で進められたかと思えます。そこでも、多くの成功点、改善点が出ているかと思えます。

その中でも、小・中学校について特別警報発令地域について質問いたします。

1点目は、今回の発令に伴い、小・中学校は3日間休校となったかと思えます。また、先日も大雨警報発令に伴い休校となりました。

これらの休校になった日数の授業の補填はどのようにされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（鐺本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

小・中学校休校日数の補填についてお答えします。

各小・中学校の授業時間数については、校長が責任を持って標準授業時数を確実に確保できるよう対応しております。

本巢市の各小・中学校においては、年間9日分の土曜授業を実施しており、さらに2学期制にしていることから、授業時間数は他市町よりも多く計画されておりますが、今後、さらなる台風やインフルエンザ流行等による休校や、学級、学年閉鎖も予想されますので、1日5時間の授業を6時間の授業にしたり、行事等の見直しを行ったりして対応しているところです。

さらに今後、冬休み明けなどの午前授業日に給食を提供することにより1日の授業日にするなどして対応をしております。

なお、このことに対する保護者の不安を解消するために、学校だよりやPTA総会、学級懇談会などの機会を捉えて学校から説明を行ってまいります。

〔1番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

そのような柔軟な対応をしていただけるという御答弁をいただきまして、私も安心しております。

本当、今回休校になったことで親様たちも仕事を休んだりとか、何かと大変だったとお聞きしております。かつ、3日間も休みということで一番心配されていたのは勉強のおくれでした。

先ほど、土曜午前授業だったところを午後も引き続き給食を提供することによって補填したりということがありますし、例えば夏休みを返上したりといった柔軟な対応が必要かという声もありますので、今後、さらなる柔軟な対応をお願いしたいと思います。

さて、次の質問ですが、今回の特別警報発令時、地域を絞り、南部地域の真正中学校区、糸貫中学校区において災害のおそれがあったのかお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、7月4日から7月7日までの豪雨につきましての市の対応状況につきましては、本定例会の市長の行政報告や、昨日の寺町議員の一般質問で答弁させていただいたとおりでございます。

7月7日の10時25分に土砂災害警戒情報が発表され、続きまして0時50分に大雨特別警報が発令され、午後4時に根尾東谷地域におきまして避難勧告を発令したところでございます。

この避難勧告は、この地域における発令時以降の気象状況におきまして土砂災害の危険性が高まるおそれがあることから、市民の安全を最優先に考えまして、明るい時間帯での早目の避難を呼びかけたものでございます。

議員御質問の南部地域の災害の発生のおそれでございますが、まず土砂災害のおそれでございますが、土砂災害特別計画区域、あるいは計画区域がございます糸貫の上之保地区では、7月6日の時点で県設置の糸貫の観測局で降り始めからの総雨量が240ミリでございまして、時間雨量は10ミ

り程度が断続的に降っておったという状況でございます。

7月7日には、降雨が全くされない時間帯が長くなったことから、土砂災害判定メッシュという土砂災害ポータルがございますが、そこにおきましての土砂災害の危険性は高くございませんでした。

次に、水害のおそれでございますが、根尾川について山口の水位観測所における根尾川の水位は、7月6日午後9時に3.31メートル、3メートル31を示し、避難準備、高齢者等避難開始の発令を検討する避難判断水位3.5メートルの寸前まで上昇したところでございますが、根尾地域の上流部における降雨が収束に向かっていたということや、国交省の木曾川上流河川事務所からの水防情報によりまして今後の根尾川の水位上昇が見込まれないという予測値が出ておりましたので、避難判断水位というところまでは至らなかったということでございます。

また、南部の中小の河川でございますが、市職員による巡視を行いまして警戒に当たっておりますが、7月5日の午後10時過ぎに真正地域の政田川の水位が上昇いたしまして氾濫のおそれがあったため、消防団及び建設業協会にお願いをいたしまして、一部土のうの設置をするなどの対応をいたしましたが、その後は水位が低下したというものでございます。

しかしながら、今回の豪雨がさらに長引いておれば、南部地域におきましても根尾川を初め、その他中小河川の氾濫の災害の危険性が高まったものと考えられることから、災害時には市民の安全を確保する上でより確実に早目の避難行動をとるよう、気象情報、土砂災害警戒情報及び河川の水位状況等の予測値の精度を高めることが必要不可欠であるというふうと考えております。

このことから、引き続き国・県等の関係機関と連携いたしまして、体制強化を進めていきたいというふうと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

今の御答弁で、土砂災害については南部地域の真正中学校区においては何もなかったと。河川に關しても注意すべきぐらいのレベルだったかなと思ひまして、今1点、2点質問をさせていただきますけれども、南部の地域におきましては災害のおそれもさほどなかったのかなと。私も消防団の一員でございますので、順次巡回をしておりまして、普通の日の雨かなというぐらいという時間帯もありまして、小学校が休校になるまでもないかなと、ここら辺の地域は警報になるまでもないかなというような実感がありました。

それに加えても、南部地域に隣接しております、私の記憶が正しければ、北方町、瑞穂市は警報というよりは注意報で終わっていたわけですが。その注意報で終わっていたレベルだったというような感覚もありますし、そういったことも踏まえると、南部地域は休校にすべきではなかったのかなというところもあります。これは市単位で特別警報が発令されているわけですから、そうもいか

ないところはあるかと思えます。

それを踏まえて、3点目の質問に移らせていただきたいと思います。

特別警報、警報、注意報発令地域の細分化について質問いたします。

御存じのとおり、本巢市は南北に長く、標高、気候、気温が南部と北部とでは違いがあつて当たり前だと思います。山間地域と平野地域では、本来警報発令は分けるべきかと、分けることが適切かなと考えております。

ちょうど今から7年前の平成23年第1回の一般質問で安藤重夫前議員が質問されましたNHKの天気予報について、市長は答弁されています。気象庁は、市町村単位での気象警報、注意報を発令することは変わらないと。ただ、市長は粘り強く気象庁に要望を行っていかれるとお話をされていた議事録が残っております。

その後、何か変化があつたのか市長にお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、気象警報・注意発令地域区分につきましての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

先ほど御質問がありましたように、7年前にそういう一般質問がございまして、そのことに答弁をしております。その後いろいろと動きがありましたので、少し御説明申し上げたいと思っております。

平成22年5月27日から、今現在の気象警報・注意報発令地域区分というのが岐阜西濃地方から本巢市というふうに市町村単位により発令されることになり、現在に至っているところでもございます。

この改正におきます事前協議におきましても、市内を北部と南部とに細分化していただくよう要望をいたしました。当時の時点では難しいということがございます。その後、毎年の県内の防災担当課長会議ですとか、岐阜地方气象台との打ち合わせの場において、本巢市が北部の山間部と南部の平野部とに分かれ、南北43キロメートルと長い地理的状況を持つことを説明し、避難判断基準となる気象情報、土砂災害警戒情報及び洪水予報については、市内の影響エリアを特定する上では気象情報の細分化と気象予報の精度向上が必要不可欠だということを強く訴えてきたところでもございます。

その結果、気象庁におきましては、平成28年5月より警報、注意報等の気象警報の発令日時や期間を予測値としてグラフ化して公表されるなど、気象予報の改善はされたものの、気象情報発表エリアの細分化には至っておりません。

気象情報発表エリアの細分化につきましては、現在、県におきまして今回の平成30年7月豪雨災害検証報告書の作成が進められておるんですけども、その中でも今後の対応策として気象庁に対

し発表エリアの見直しを要望することは明記されておりますので、引き続き県と連携して気象情報発表エリアの細分化について要望してまいりたいというふうに考えております。

[1番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

引き続きやっつけていただけているということで、さらなる粘り強く要望を出していただけると非常にうれしいと思います。

今回のような警報発令が細分化されれば家庭の負担軽減にもなるかと思えますし、子どもの学習時間の確保というのもしっかりされていくかと思えます。重ねて今後の粘り強い要望をお願いいたします。

それでは、次の項目に移りたいと思います。

質問項目2. 幼児教育、保育の無償化について質問させていただきたいと思えます。

昨年の12月の一般質問の際に、幼児教育の無償化について質問し、答弁をいただきました。そのときは、幼児教育の無償化が始まる想定で市の負担額や早期無償化の意向をお聞きしました。いよいよ来年の10月には無償化が始まると各種報道がされています。それに対して、まだまだ解決していかなくてはならない課題もあると考え、前回とは少し角度を変えて質問させていただきたいと思えます。

無償化には財政的な課題もありますが、働き手の課題もあります。預かり保育も補助対象となることも報道されまして、話題に上がりました。共働き世代や母子家庭、仕事にすごい熱中したりとか、力を入れたい家庭からの需要もふえることが予測されます。

そこで、1点目の質問です。

本巣市立の幼稚園の現時点での保育士さんの人員は不足していないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

現時点での各幼稚園の保育士の人員不足はないかとの御質問についてお答えをいたします。

現在の市内幼稚園の園児数は、保育園が227人、幼稚園が766人、合計993人で、園児に対する保育士の総数は140人となっております。

内訳といたしましては、正規職員が54人で、短時間勤務も含めました日々雇用職員や派遣職員などの臨時職員が86人となっております。

職員配置につきましては、幼稚園は国の幼稚園設置基準により児童35人以下に対し教諭1名とさ

れており、また保育園は国の児童福祉施設最低基準でゼロ歳児は児童3人につき1人、1・2歳児は児童6人につき1人と定めておりまして、市内幼稚園につきましてはその配置基準を満たした職員配置となっており、現在人員不足はございません。

〔1番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

今現在は人員不足ではないという御答弁をいただきまして、待機児童もそのことからないだろうと、ないということが聞いてわかりました。

本市では、施設だったりとか人員等充実して待機児童が出ていないというのは本当にいいことだと、都心部ではまずあり得ないことだということで、そういったところもどんどん発信していただき、この本巢市で子育てのできる環境があるよということをもっともっと全国というか、他の市町村にも発信していただきたいなと思います。

しかしながら、無償化によってニーズが拡大していくとありまして、そのことも見越して極力働き手の過労がないように、今後も人員の募集に努めていただきたいなと思います。

次の質問に入らせていただきたいなと思います。

直接幼児教育の無償化にはつながらない質問かもしれませんが、先ほどの質問に付随した質問で、今後ふえるであろうニーズに伴い、働き手を維持し続けなくてはなりません。そのためには、働き手の不満、不安を軽減することも必要かと思えます。

そこで、本市では働き手と運営側である市との意見交換や要望を聞く場が確保されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

幼稚園は、保育士がいつも元気で明るく保育を行うことが園児や保護者の安心につながるものと考えております。そのためには、保育士が仕事の負担やストレスを減らして快適に安心して働くための環境を整備することが必要であり、その一つの方法として、保育士と子ども大切課が意見交換や要望を聞く場をつくることはとても重要なことであると認識しております。

保育士との意見交換等の現状を申し上げますと、定期的には実施しております園訪問や、月1回の園長会の開催、年に2回実施される人事評価による子ども大切課長と園長との面談におきまして、目標設定や園運営及び保育士の状況などの報告を聞き取ることで園の状況を把握しております。

また、保育士からの要望や相談につきましては、基本的には園長が対応しておりますが、ケースによっては子ども大切課が直接本人と面談を行い、対応しております。

所属や勤務地希望や勤務状況、健康状態などの申告につきましては、毎年秘書広報課が実施する職員自己申告書により自己申告することができます。

今後も、園訪問の回数をふやすなど、多くの保育士との意見交換をする機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

本当、しっかり要望を聞いたりとか、意見交換の場が設けられていることがわかりました。

また、園長先生に直接言えなくても、子ども大切課の方と直接面会できるというのはとても働き手としてはありがたいことだと思います。ただ、子ども大切課というのは同じ管轄下になりまして、なかなかそこでも言いにくいという意見もあるかもしれません。そんなときは、市長とは言わず、副市長あたりが優しい潤滑油になっていただけると非常にうれしいかなと思います。

なかなか言いやすい、言いにくいというのはどんな企業でもそうかと思えますし、直属の上司に意見を言ったりとか、そういったことは非常に勇気が要ることだと思います。そういったことも踏まえて、円満な園をつくっていただきたいと思います。

さて、2項目めの3つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

2項目め、1、2の質問では、働く環境の質問をさせていただきました。3点目は、少しハード面の質問をさせていただきます。

ニーズが高まるであろう保育士さんを維持、確保していくためには、給料面も視野に入れなくてはいけないと考えています。本市だけではなく、他の市町村の保育士さんや関係者の方とお話しする機会が先日ございまして、そこで話題に上がることが多かったのが、仕事量と給料のバランスです。昼間働き、園でできなかった仕事は持ち帰って家でやるという現状があるということで、全員が全員そうではないと思いますが、少しキャパオーバーな保育士さんが多くいらっしゃるようになりました。

また、保育士さんの維持、新規確保という面でいきますと、環境がよくて給料が高いところには志望する方は、そこを志願する方は非常に多いかなと、多いはずなのかなということがわかりますが、全てが給料で決まるわけではないと思います。

より優秀な人材を確保するためには、多くの方が本市の園に志願してもらう一つのきっかけとして、他の市町との差をつけるという意味でも給料アップというのは考えていかななくてはいけないと思います。

保育士さんの心のゆとりを確保したり、やる気を出させる。また、新規確保も考え、給料アップについて市の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

幼稚園教諭でありますとか保育士、こういった職業は子どもがかわいい、また子どもの成長を感じることができるなど、お金ではかれないやりがいがある職業であるというふうに言われております一方で、他の職業と同様に仕事の内容に見合う対価が支給されるという金銭的な部分におきましても、議員が申されました心のゆとりややる気が保たれるというところでもあるというふうを考えております。

現在、本巢市における正職員の給料につきましては、国家公務員の行政職給料表に準じて定められた給料表に基づき支給をいたしております。保育士につきましても同様でございます、今後も引き続き国に準じ支給していくことといたしております。

また、日々雇用保育士の賃金につきましては、近隣市町の例を参考に金額を定め、労働時間に応じて支給しているところでございまして、業務の質や量の均衡を図りながら見直すことも必要でございます。また、働き手に合わせた業務内容や労働時間というものを検討しなければならないというふうに思っております。

正職員、日々雇用職員のいずれの保育士におきましても、心に余裕があることで子どもたちに対しても余裕を持ってかかわることができ、より質の高い保育につながるものと考えておりますので、金銭的な面のほか、身体的、あるいは精神的な負担の軽減など、職場の環境面につきましても対応していかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

ちょっと再質問になるかもしれませんが、ちょっとお伺いしたいんですけれども、その内容によってはとめていただいて結構かと思えます。

まず、金銭面だけではないと私も思っております。その働く場だったりとか、子どものためにと
思う志が保育士さんがここでずうっと働きたいという維持確保につながるのかなと思えますが、先ほど、答弁の中に、他の市町の経過を見て判断されるということでしたけれども、ほかを上げたらうちも上げるよと、うちが上げたらほかも上げるよということになるかと思うんですけど、率先してというか、そういったことは余りお考えになられていないのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を、担当部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

現在、この日々雇用の保育士の賃金につきましては、先ほども答弁申し上げましたように、他市町の金額を参考にして現在の業務と照らし合わせた中でバランス的にどうなんだと。一概に、よそが高いから、じゃあうちはそれ以上に高くして人を集めるということではございません。あくまでも参考にして、現在の仕事量、業務量、業務内容等を勘案して金額を算出してお出しをしているというところでございます。

また、今後につきましては、現在会計年度任用職員制度というところでの取り組みもございまして。こういったことの中で、新たな雇用体系というものに基づいて適正な賃金、報酬という形で今後支給をしてみたいというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

今後に期待して、次の質問に入らせていただきたいと思います。

最後の質問になるかと思えます。

ここでちょっと違う話になるかもしれませんが、私の考えるまちづくり像という中には教育というものは欠かすことのできない大切な分野でありまして、教育という分野は、子ども、大人と、教育は子どもだけのものではないと、そう考えております。特に、子どもの幼児教育というものは人生の中で一番と言っていいほど大切なものだと思います。

アメリカで行われた統計の中でも、幼児期に充実した環境とすぐれた人材により教育を受けた子どもは、将来優秀な成績をおさめるということが多いというデータがあります。これからも、より人材育成やすぐれた人材確保に向け、ハード面、ソフト面両面で力を入れていただきたいなと思えます。

そこで、最後の質問に入らせていただくんですが、昨年の12月にも質問をさせていただきました幼児教育の無償化によりふえる本市の負担の予想額ですが、国の補助があっても3,000万円ほど市は負担しなくてはいけないという答弁をいただきました。

出生数は減り、子どもの人口が減っていつている傾向にあって、年々負担額は減るのかもしれませんが、おおよそ2,000万強というような金額かなと思います。決して少ない額ではありません。

新たにふえるであろうこの負担額を本市ではどのように補填されていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、幼児教育、保育無償化についての市の負担額はどのように補填していくのかということでの御質問でお答えを申し上げたいと思います。

幼児教育の無償化につきましては、先ほど議員のほうからも話がございましたように、昨年12月に御質問をいただいて、そのときにも答弁させていただいておるところでございますけれども、本年の6月に閣議決定をされました「経済財政運営と改革の基本方針2018」によりますと、3歳から5歳までの全ての子及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子につきましては、平成31年10月から上限額を設けた上で無償化措置の実施を目指すというふうにされております。

しかしながら、幼稚園の保育におきます預かり保育ですとか、保護者から実費負担分として徴収する食材料費、いわゆる行事費等の経費の無償化については現在国によって検討がなされているなど、詳細におきましてはまだ明確となっていないところが多々ございます。

また、本制度につきましては平成31年、来年の10月から予定されております消費税の引き上げに伴う経済的な悪影響を緩和するための措置として実施される予定になっておりますが、引き上げられました消費税の使途につきましては、教育負担の軽減、子育て層の支援、介護人材の確保等、財政再建に充当するとされておまして、幼児教育の無償化に対して充当されるかどうかにつきましても不明確な状況で現在でございます。

しかしながら、先ほど来お話がございましたように、無償化ということになりますと、いわゆる父兄の負担分を補填するというふうになってはいますが、それをどういうふうに補填していただけるかということ、まだ国のほうで明確なことは出ておりませんが、全額国が補填してくれるとはとても想定できないと思っております、一定の負担増が生じてその財源の確保が必要になろうというふうに思っております。

先ほど来、議員も言うておられますように、3,000万とか2,000万という話が出ておりますけれども、それもはっきりしておりませんが、一定の負担増が生じてくるというふうに思っております。

こうしたことを考えますと、市の財政なんかも考えますと、無償化に伴う財源を確保する、そういうことを市は手がけなければならないと。そのためには、国にしっかりと財源確保、こういうことをしていただけるように、今現在どんだけ国がその分を負担するかというのは決まっていないんですけれども、何とか国の無償化でやられるのであれば、当然その分は財政措置を国においてしっかりといただけるようなことを要望してまいりたいというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

強く国に要望していきたいところでございますが、私は一市議会議員でございますので、国会議員の先生だったり、県議会議員の先生だったり、いろんな議員の方々の力をかりて進めていき、将

来的にやはりこの無償化がこの市に負担となることのないように、市政運営というか、そういったことをしていただきたいと思います。

もちろん、国が全部負担してくれるというのもありなんですけれども、市としても今あるものをどこまで削減するか。前回の質問でもありましたけれども、早期にLEDに交換することによってそれは大分削減もできますし、いろんな削減方法があるかと思います。

そういったことも踏まえて、これからも本当残り1年でございますので、10月まで。それまでにはしっかりと財源確保に努めていただきたいと思います。

本当、つい最近までは少子・高齢化社会と言われてまして、そこから高齢社会と言われて、現在は人口減少社会と言われております。地方の都市は財政的に苦しんでいくことが予測される中で、本当に将来の担い手である子どもたちの少しでも金銭面での負担を減らしていけるように市政運営をお願いしたく、今回の質問に入らせていただきました。長々とちょっとしゃべることが多かったんですけども、大変失礼な言葉もあったかと思います。

また引き続き12月にも同じような質問をさせていただくかと思いますが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（鐔本規之君）

続きまして、2番 今枝和子君の発言を許します。

○2番（今枝和子君）

本年7月の西日本豪雨災害では全国14府県で2,000名を超える死者を出すなど、平成に入って最悪の豪雨災害となりました。また、6月の大阪北部地震、そして去る6日には北海道での大地震と、日本各地で地震や豪雨、台風による災害がこれでもかというくらいとてもたくさん発生しております。

まず初めに、日本各地での災害により犠牲となられた皆様に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、さきの台風21号では本巣市内においても多数の被害がありました。あの淡墨桜も大枝が4本折れてしまい、大変に心配です。また来年も元気に開花してくれるように祈る思いでおりましたら、幸いにも今朝の新聞に来年の開花には問題なしと書いてありましたので、少し安心をしているところでございます。

話は変わりますが、先日、市の行事案内のお知らせがいつものように届きました。今まででしたら、この行事も初めて参加させていただくなあなんて思いながら目を通しているのですが、先日届いたものは、あ、これ去年もと、2回目となるお知らせをいただき、改めて1年がたとうとしていることを実感いたしました。

無我夢中の1年で、あっという間に過ぎてしまいましたが、2年目に向けてわずかでも成長した姿を皆様に届けられるよう、これからも日々挑戦してまいりたいと思います。

それでは、通告に従いまして大きく3点の質問をさせていただきます。

1点目、ブロック塀の安全対策です。

今月は防災の月ということもあり、ブロック塀についての質問が重なるのではないのかなと思っておりましたが、予想どおり3人目となってしまいました。一部重複しているところもありますが、よろしくお願いいたします。

大阪北部を震源とする地震により、女子児童が亡くなるという痛ましい事故が発生したことを受け、文科省から依頼のあった学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査において、先ほど黒田議員の御答弁の中で、安全性に問題のあるブロック塀等を所有する学校はなかったとのことでしたが、学校以外の施設ではどうでしたでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議員の御質問の安全性の問題のあるブロック塀等を有する学校数と学校以外の施設についてお答えします。

先ほど、市教育委員会のほうでもお答えをさせていただきましたが、その点につきましてはお答えさせていただいたとおりで、6月19日には県教育委員会より児童・生徒の安全確保について建築基準法の基準を示し、現地確認によりひび割れ等による危険な工作物の該当があれば報告するようにはありましたが、先ほど申したとおり、調査の結果、学校施設に危険なブロック塀等に該当するものはございませんでした。

その後、6月20日付で、県危機管理部長及び都市建築部長より、ブロック塀等に係る点検及び県民への周知について、公共施設のブロック塀等について点検するよう依頼がありましたので、市の179施設についてブロック塀等の有無を確認いたしました。確認の結果、7施設でブロック塀等があり、そのうちの3カ所で不都合が確認されました。

1つ目は、旧もとす合同庁舎駐車場にありましたブロック塀で、傾きがあり、高さが1.2メートルを超え、控え壁がありませんでした。

2つ目は、旧本巣教員住宅にありましたブロック塀で、控え壁の間隔が3.4を超えていました。

3つ目は、真正廃棄物焼却処理施設にありましたブロック塀で、高さが1.2メートルを超え、控え壁がありませんでした。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

数カ所ふぐあい確認されたとのことですが、それらの安全性に問題のあるブロック塀等の工事着手までの間の安全確保をどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

議員御質問の、工事着手までの間の安全確保についてお答えさせていただきます。

まず、旧もとす合同庁舎駐車場にある隣接地側に少し傾いて傾斜しているブロック塀につきましては、6月22日の現場確認後、すぐ影響範囲の立ち入りのまずは禁止措置をとりまして、現在は解体撤去中でございます。

次に、旧日本巣教員住宅の隣地沿いにあるブロック塀につきましては、これは道路沿いではありませんので、この住宅につきましては使用者も限定されておりますので、現在の建物とあわせて来年度以降建物を含めて撤去をする予定でございます。

最後に、真正廃棄物焼却処理施設につきましては、同じく不特定多数の方がこのブロック塀に接近する場所ではないということございまして、ブロック塀の幅も60センチと短いため、特に工事を行わず経過観察をしていくということでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（鐺本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

次に、通学路以外でも民間の施設や住宅で正しく施工されていないブロック塀や老朽化したブロック塀は地震時に倒壊をして通行人に被害を及ぼすおそれがあるだけではなく、緊急車両が通れないなど、避難、救援活動の妨げになる可能性があります。日ごろから、所有者の責任による適切な管理が必要となります。

しかしながら、倒壊のおそれのあるブロック塀等の所有者に対して、その危険性を伝えるにはどうしたらいいでしょうか。法律で定められた点検ポイントを所有者に理解をしてもらい、耐震診断の実施やその結果によっては撤去の実施を促す取り組みが必要となってきます。

その取り組みの成功例に、宮城県がありました。まだ記憶に新しい東日本大震災で、宮城県ではブロック塀等の倒壊による死亡事故は1例もありませんでした。その裏には、自治体の粘り強い取り組みがありました。

宮城県が教訓としているのは、40年前の1978年6月に発生した宮城県沖地震です。最大震度5を観測した地震で、28人が犠牲となりました。このうち、小学生ら18人がブロック塀や石塀などの倒壊で命を奪われたのです。

同県は、地震直後から緊急調査を実施し、危険性の高いブロック塀の追跡調査を行うとともに、所有者らを訪問して指導を続けてみえました。その継続的な対策が功を奏し、ブロック塀による被害者数は全くありませんでした。2002年度に536カ所だった危険箇所は、昨年17年度には88カ所まで減少しているそうです。

本市において、危険性が疑われるブロック塀の所有者への告知はどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

議員御質問の、倒壊のおそれのある塀の所有者に対しての対策についてお答えをさせていただきます。

ブロック塀の安全対策につきましては、市民の方々にブロック塀についての注意喚起をし、危険予知を促す目的でブロック塀の高さや厚さ等の点検項目をわかりやすく記載した国土交通省資料の「ブロック塀の点検チェックポイント」を7月に各自治会に回覧をいたしております。

また、7月9日に開催されました県建築指導課主催の岐阜県建築物地震対策推進協議会において、各自治体でブロック塀等の安全点検を行い、所有者に対し周知、啓発を行うことが決定をされました。

本市におきましては、県の建築事務所の協力を得て、本巣、糸貫、真正、根尾の順で通学路を中心に点検を順次進めておるところでございます。本巣地区では、4カ所で倒壊のおそれのあるブロック塀の所有者に対し、ブロック塀等の点検結果のお知らせを文書でお渡しし、安全対策の推進をお願いしたところでございます。

[2番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

ちょっと再質問をお願いいたします。

通学路を中心に点検を順次進めているとのことですが、通学路以外の県道、市道沿いや、避難経路等の点検もされているのかお尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を、担当部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

通学路以外の点検はということですが、まずは先ほどお答えさせていただきましたが、県の指導によりまして、まずは各自治体で危険箇所、特にブロック塀の安全点検ということございまして、市におきましてはやはり通学路の安全対策が優先だということでございますので、まずは通学路を優先にブロック塀の安全点検を行っているということで、またそのほかの通学路以外の点検については行っていない状況でございます。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

幅広く市民の安全を思うと、通学路以外の点検も早急に進めていただきたいなということを御要望申し上げます。

また、倒壊のおそれのあるブロック塀の所有者には文書でお知らせをされているということで、本当に丁寧な対策に感謝をいたします。

今後は、さらにそのお知らせをしたお宅のその後のきめ細やかな相談や対応によって、市民の安全確保のために十分していただけますようよろしくお願いいたします。

次は、危険なブロック塀の撤去費用の助成の質問でしたので、昨日、また先ほどの御答弁で実施ということではありましたけれども、1点、ちょっと確認をさせてください。

先ほどの御答弁の中でも、通学路を重点に実施をするというふうにありました。通学路以外でも危険ブロックが発見された場合、助成の対象となるのかどうかを確認させていただきたいと思えます。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

議員御質問のブロック塀の助成につきましてお答えをさせていただきます。

繰り返しになりますが、ブロック塀の撤去費用の助成につきましては、県内では現在8市町について今回の事故を契機といたしまして補助制度の新設や拡充を図っています。

市では、狭隘道路沿いのブロック塀の撤去費用について今一定の条件のもと補助をしておりますが、基本的には道路幅員の確保ということが事業の目的でございます。

今後は、震災時の道路安全の確保の必要性を市民の皆様に御理解をいただき、本市におきましても来年度の国の支援内容や、また県、また他市町の補助状況を参考に、特に通学路につきましては安全が図られるよう補助金額を今考えております通学路以外のものより補助率を上げるなどしまして、撤去費用の補助について検討をしてみたいと思っております。

また、先ほど副市長が答弁されたとおり、通学路における倒壊のおそれのあるブロック塀につきましては、所有者の御理解と、また御協力を得られたものについては先行して対応をしてみたいと考えております。

また、一般の通学以外の補助につきましても、今後総合的に検討をしてみたいというふうに考えております。

[2番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

では、次に移ります。

安全性のために撤去をされても、撤去したままでは外観や防犯上問題が生じます。ですが、新たに外構工事もするとすると、経済的な負担が大きくなることから、撤去すること自体に消極的になることも懸念されます。

そこで、撤去後の改修工事にも助成があると撤去しやすくなると思うのですが、現在実施の住宅リフォーム助成金は外構工事は対象となっておりません。ですが、危険ブロック塀を除去した事例は例外的に対象とすることで除去を促進できればと考えますが、いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

議員御質問の、外構工事の撤去もリフォーム補助の対象にしてはどうかについてをお答えさせていただきます。

現在、リフォーム補助につきましては、市民が快適に安心して暮らせる居住環境の整備を促進し、あわせて住宅関連工事産業を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的に事業を実施しております。

対象につきましては住宅本体の改修に限られ、外構工事については対象外となっております。

ブロック塀の撤去補助につきましては、道路通行の安全確保の必要性から通学路を重点に市道の安全対策として実施したいと考えております。

また、国においても、平成31年度の概算要求に危険なブロック塀の除却、改修への支援を掲げておりますので、先ほど申しましたように、総合的に新たなこういった制度をつくりまして、その中で対応を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

新たな制度での除去後の改修費も補助をしていただき、今後も安心・安全なまちづくりをぜひともよろしくお願いいたします。

では、2点目の質問に移らせていただきます。

この夏も、毎年恒例の岐阜県公明党夏期研修会が行われました。ことしは、LGBT性的少数者

の研修でした。LGBTを支援する市民団体、岐阜パスポートの共同代表であり、当事者でもある方の講演を聴いてまいりました。

LGBTとは、同性愛者や性同一性障がい者などの頭文字をとった総称です。講演をされた方は、世間の無理解ゆえに長年LGBT当事者として紆余曲折の人生を強いられてきたのですが、それでも自分の心に正直に生きたいと、60歳のときにやっとカミングアウトすることができ、現在71歳、今、本当に晴れやかな毎日です、と笑顔で語ってみえました。

初めて当事者である方のお話を直接聞いたことで、私自身、性の多様性への理解がとても深まりました。と同時に、この理解の輪を地域社会に広げていくことがとても重要であると実感をいたしました。

ここで、LGBTを正しく理解していただくために、少し説明をさせていただきます。

皆様は、LGBT層がどれぐらいの割合でいらっしゃると思われますか。さまざまな調査結果からは、日本の人口の約8%に該当するとされています。これは、左ききの人や、AB型の人の割合とほぼ同じです。この数字は、私の予想をはるかに上回るもので、正直、驚きました。この割合からいえば、本巢市内においてもLGBTの方が皆無であるとは言い切れません。

また、LGBTに対する次のような意識改革がとても重要だと思ったのですが、それはLGBTというものは育て方や環境といった要素で起きるものではないということです。そして、みずからの性の違和感はどうなにも頑張っても決して消えないということです。

もともと、多様な性の存在があるのです。性別は、男性と女性のどちらしかないという従来の社会的概念がそもそも間違っていたのです。つまり、性別のカテゴリーは複数あるということです。このことが、広く皆さんに認識していただきたいことです。

次に、当事者の方の日常ですが、多くは周囲を気にして自分の本当の気持ちを隠し、閉じ込め、苦痛の日々を過ごされています。そして、勇気を出してやっとカミングアウトし、自分の気持ちに正直に生きようとしても、社会の差別や偏見から、やっぱりつらい思いをされているのが現実です。しかも、当事者の方の9割は誰にも相談したことがなく、また3人に2人が自分の将来が描けず、自殺を考えたことがあると言われていました。私たちが想像できないくらい深い苦しみを背負って見える現状を知りました。

大人でも耐えがたい、こんなにも重い悩みを、もし子どもが親にも、誰にも相談できず、たった一人で抱えているとしたらどうでしょうか。なぜ、子どもがと言うのかというと、自分の性的嗜好の違和感や自身の性の認識に気がつくのは、小学生や中学生のころが多いからです。

子どもたちから、こんな声があります。「私は、本当に親が大切に大好きなので、自分がカミングアウトすることで親が親としての自分を責めてしまうことや、もし親に否定されたらと思うと、耐えられない」とか、「制服を着たり、プールや着がえがいやで学校に行きたくない」とか、「異性愛が普通と教科書に載っていたのを読んで、自分は普通ではないんだ、普通にしなきゃいけないんだと思った。だけど、なかなか普通になれない、とても苦しい」などです。

LGBT当事者の子どもや、まだ自覚していない潜在的当事者の子どもが存在する可能性を思う

と、教育現場において教師の皆さんに正しい知識を得ていただき、誰にも話せず一人悩んでいる子どもを的確にキャッチすると同時に、心ある対応で支えとなってあげられることが求められます。

このようなことから、教員向けの対策についてお尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

学校現場において悩んでいる児童・生徒がいた場合の対応についてお答えします。

LGBTにおきましては、社会全体で理解促進を進めていかねばならないと考えておりますが、本巢市では、このことで児童・生徒が悩むことがないように対応を進めています。

市内全ての学校で、養護教諭が中心になり、性に関する指導を行っています。特に中学校においては、例えば男女交際を取り扱う際に男女に限らずLGBTという視点から十分に配慮することなどを指導のポイントとして教職員に丁寧に説明しています。学校によっては、校内研修でLGBTの対応について共通理解を図っているところもあります。

また、市といたしましては、この機会に文部科学省によるLGBTなど性的マイノリティーの児童・生徒について、学校現場はどう対応すべきかというリーフレットを全教職員に配付し、その理解を図っているところです。

本巢市において、LGBTにとどまらず、虐待やいじめ、不登校など、さまざまな悩みを持っている児童・生徒、言えなくて苦しんでいる児童・生徒を早期に発見し、対応できるよう、教職員の人権感覚と対応力を高め、日ごろより児童・生徒が相談しやすい環境を整えていくことが最優先であると考えています。そのため、心の健康に係るアンケート調査を2回実施したり、学級担任、相談員、養護教諭などが連携して児童・生徒の悩みや変化をつかんだりしています。それらの悩みに対しては、今まで整備してまいりました教育相談体制とサポートチームによる支援体制を機能させ、学校生活の各場面での支援や、他の児童・生徒への配慮、保護者のかかわり方など、具体的に対応しております。

今後、LGBTについては、さらに医療機関等と連携を図り、市としても研修の機会を設けるなどして一人一人の教職員の理解を深め、適切な支援ができるようさらに進めてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

先生方の優しく包み込む一言で本当に悩んでいる子どもの気持ちを軽くしてあげられる、そんな教育環境をどうかよろしく願いいたします。

次に、市職員の方々への対策をお尋ねいたします。

行政窓口には、さまざまな方が手続や相談等に来られます。そうした中で、LGBT当事者の方々は偏見を持って見られるのではないかなど、数々の不安を抱いておられると考えられます。そのような当事者の気持ちを理解した上で適切に対応していただかないと、窓口でさらに傷つけてしまうことになりかねません。

自治体によっては、講習会の実施をされているところもあります。また、LGBTなどの性的少数者に配慮した行政窓口での対応手引きと題した手引書を職員の方々に配付しているところもあります。

本市における対策がありましたらお聞かせください。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

職員が窓口業務などにおきまして市民の方と接する際には、常日ごろから相手の目線での対応に心がけるよう、接遇面での指導を行っているところでございます。

このLGBTにつきましては、先ほど議員が申されましたように、近年その課題が認識され始めておりまして、本市といたしましてもLGBTの方々に対して配慮に欠けるような対応とならないよう、職員にLGBTに関する正しい知識や情報、こういったものを提供するなどしまして、全ての職員に十分な理解を今後浸透させてまいりたいというふうに考えております。

[2番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

今9月議会の資料に、新市建設計画の主要施策がありました。その中に、きめ細やかな福祉のまちとしてユニバーサルデザインの推奨、心のバリアフリーの意識啓発とあります。ぜひとも具体的な取り組みをよろしく願いいたします。

次に、LGBTの方々に配慮をして印鑑証明書を初め、性別欄が必ずしも記載しなくてもよい各種証明書から性別欄削除への動きが他市町で出てきております。

印鑑証明書に関しては条例改正が必要となりますが、本市においてのお考えをお聞かせください。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それではお答えします。

市民環境部が所管する各種証明書のうち、男女の別を必ずしも記載しなくてもよい証明書については、住民票の写しにかかわる住民票記載事項証明書と印鑑登録証明書があるところがございます。

住民票記載事項証明書につきましては、申請時に本人の希望によりまして男女の別に係る記載を省略することができることとなっております。印鑑登録証明書につきましては、印鑑登録証明書事務処理要領において、住民基本台帳法に規定する男女の別を記載することになっておりまして、本巢市印鑑条例にも記載する事項として定めているところがございます。

しかしながら、近年では議員御指摘のとおり、性同一性障がい、性的嗜好、性自認などのLGBTに配慮をいたしまして、平成28年12月に総務省自治行政局住民制度課長通知によりまして、印鑑登録証明書に男女の別を記載しなくても差し支えがないといった助言がありまして、この通知をもとに印鑑登録証明書の性別記載欄を廃止する市区町村が出てきたという状況でございます。

本市におきましては、今のところ市民やLGBT関係団体などからの要望は受けてはおりませんが、こういった情勢があるということを鑑みまして、来年度の施行に向けて条例改正等の事務を進めてまいりたいというふうに考えております。お願いします。

〔2番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

来年度施行との大変うれしい御答弁をいただき、さきの共同代表の笑顔が思い浮かびました。ありがとうございました。

次ですが、各種証明書に続き、選挙時の投票場入場整理券、宣誓書からの性別欄削除の動きもあります。当事者の方は、投票所で本人確認を受ける際に傷つくこともあるため、それを思うと投票行為が負担になり、投票へ行かないこともあり得ます。

来年度に控えております統一選、参議院選に向けて、本市におけるお考えをお聞かせください。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、選挙関係のこうした性別欄の記載でございますが、こういったLGBTの方が直接目に触れるとか、直接御記入いただくものにつきましては、今、議員が申しましたように入場整理券、あるいは宣誓書があるところがございます。

こうしたものにつきましては、これまで選挙管理委員会の中でも御説明をさせていただいておるところでございます。委員の方々におきましても、その情勢については十分認識していただいておりますというふうに感じておるところでございます。

なお、この性別欄の削除につきましては、男女別の投票数等々といったことがございますので、

そうした選挙の適正な執行という観点を考慮しつつ、今後開催されます、今年度は12月、3月は定時登録等の選挙管理委員会がございますが、そうした中でお諮りをしながら今後どうしていくかという方向性を出していきたいというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

では、3点目の質問に移らせていただきます。

「しんせいほんの森」についてです。

昨年に引き続き、先日も運営会議に参加をさせていただきました。

そこでは、年間の取り組み事業の説明や、現在の課題、問題点など、さまざま協議がなされました。図書館運営では、より多くの市民の方々に利用していただけるようにと、読み聞かせや夏の子ども工作講座、本巣松陽高校生徒さんによる英語、絵本の読み聞かせ、期間限定で資料の展示等、さまざま工夫を凝らし、取り組んでいらっしゃいます。

それぞれの企画には毎回たくさんの方が参加をされておりますが、年間の来館者数は残念ながら年々減少してきています。平成16年に市立図書館となったころの来館者数は大体8万人台で推移をしておりましたが、ここ数年は7万人台での推移です。また、昨年度の前年比では約2,000人の減少となっております。

この現状をどのように捉えておみえか、お尋ねしたいと思います。

また、マイナス要因の一つと考えられる開館時間ですが、現在は朝10時から夕方6時までです。お仕事をされている方や部活帰りの中高生でも利用できるような時間帯への見直しが可能かどうか、その点についてもお尋ねをいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、利用者の減少と開館時間の見直しについてお答えをさせていただきたいと思います。

「しんせいほんの森」の年間来館者数につきましては、議員御指摘のとおり年々減少しておる現状でございます。これには、昨今、活字離れの傾向や電子書籍の普及、自宅でのインターネットを活用した情報収集、また子どもたちのゲームやスマートフォンなどの利用拡大などによる生活習慣の変化、その要因が考えられます。

また、ほんの森は読書による生きがいの拠点づくり、ふるさとを初め、さまざまな学びの拠点、読み聞かせや紙芝居という子育ての拠点、それから市民の情報発信の拠点などの特色を持っておりますが、市民の皆様はこのよさが十分に伝わっていないことも考えられます。

御提案をいただきました開館時間の見直しにつきましては、市民のニーズを把握して検討をする
とともに、図書館機能のさらなる充実と情報発信の仕方を改善し、他の対策とあわせて来館者をふ
やしていきたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

次に、これからの図書館の目指すスタイルとして、読書ができる、趣味を楽しめる、学習ができ
るなど、滞在型図書館が望まれます。

視聴覚資料利用者は、多い年度では約5,000人を記録したこともあったのですが、昨年度はその
10分の1以下の約370人ほどでした。利用者減少の考えられる要因は、視聴覚資料がビデオテープ、
VHSだけであり、しかも劣化によるノイズ発生や作品の新鮮味が薄れたことが考えられます。D
VDに移行する必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

また、個別机等の学習スペースや、夏休み、冬休みに子どもたちが長く滞在できるように飲食ス
ペースの確保も望まれます。この点についてもお考えをお聞かせください。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、御質問の滞在型図書館を目指すため、視聴覚資料の見直しや学習スペース、飲食のス
ペースの確保についてお答えをさせていただきます。

まず、視聴覚資料につきましては、現在、御指摘のとおり大半がビデオテープであるために……。

○議長（鐔本規之君）

ちょっと休憩、暫時休憩。

午前11時59分 休憩

午後0時00分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開します。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

大半がビデオテープということでございます。来年度に行う予定でございます図書館情報システ
ムの更新にあわせまして、DVDなどの視聴覚資料の整備を行っていききたいと考えております。

この更新につきましては、業務の効率化やセキュリティー強化などのために行うものでございま
すが、利用者にとってもインターネット環境が整うなどメリットもあることから、この整備にあわ

せましてパソコンなどを数台配置し、インターネット検索に加えて、DVDを再生し、映画鑑賞等ができるような環境づくりを考えております。

次に、学習スペースの確保でございますが、現在のスペースを有効に活用いたしまして、学習スペース、読書スペースともに47席ございますが、これを51席にふやしていきたいと考えております。

また、飲食のスペースにつきましては、施設外と真正公民館に飲食ができるような場所を確保いたしまして、学びの拠点としての役割を果たすことができるよう進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

次に、図書費の予算についてお尋ねをいたします。

合併前の平成15年度までは1,000万円以上あった図書費が、この14年間年々減少しております。減少額が大きい年度では、150万から200万減少した年もありました。そして昨年、平成29年度の図書費は約630万になっております。

利用者から貸し出し希望があっても、蔵書していない書籍は一般的に近隣の図書館から相互貸借をしているのですが、ほんの森では他の図書館への貸し出しよりも借り受けのほうが多い実態です。また、調べ物等の参考資料は高額になるため、更新されたものを購入することが現状では難しく、古いデータの資料提供になってしまいます。

必要以上に予算をつけてはいけませんが、現状の図書費をどうお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

図書費の予算について、お答えをさせていただきます。

「しんせいほんの森」の本や雑誌、新聞などの図書費の予算は、御指摘のとおりここ数年わずかに減少しておるところでございます。

開館当時から、蔵書を充実させるために図書費には多くの予算をつけてまいりました。現在は、蔵書数が開館当時の約大体2倍以上になっております。さまざまな世代や興味、関心に対応できるような状態であると考えております。

その分、本を並べる十分な空きスペースがなくなってきております。限られたスペースの中で司書が厳選しながら計画的に新書を購入しておりますので、予算額としては少し減っておりますが、そのような状況でございます。

蔵書の充実という図書館本来の機能を生かしつつ、体験型読書活動や企画展、子ども教室などを

さらに充実させ、手づくり感と企画力で市民にとって魅力ある図書館づくりに努めてまいりたいと考えております。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

次に、職員体制についてお尋ねをいたします。

岐阜県内公立図書館調査集計表によりますと、県内ほとんどの図書館長さんは常勤になっております。ですが、ほんの森の図書館長さんは、非常勤です。職員体制は4人の方で運営をされておりますが、3人が非常勤で1人が臨時職員です。

そんな中で、図書館司書としての業務から行政的な歳入歳出にかかわる事務作業まで、多岐にわたり遂行をいただいている現状です。御負担がとても大きいと思いますし、将来のことを思うと、このままでよいのかなと疑問に感じます。

行政的な事務や施設運営の責任を常時継続的に担っていただける核となる安定した人材の配置が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、臨時職員のみという現状の職員体制の見直しについてお答えをさせていただきます。

「しんせいほんの森」の職員体制につきましては、今、議員が申されましたように館長1名、専任図書司書2名、事務補助員1名の4人体制で運営しております。また、7月、8月の2カ月につきましては事務補助員を1名加えておる状況です。

4名とも図書館司書の資格を有しております、その専門性を発揮しております。正規職員ではございませんが、専門的な知識、技術、資格等を必要とする業務につきましては、嘱託職員の活用を進めてきたところでございます。

今後は、子ども司書制度など新たな取り組みを進め、手づくりで温かい「しんせいほんの森」らしさを打ち出せるよう、企画力や想像力、経営能力を十分に発揮できる組織体制の見直しを進めてまいりたいと考えております。

[2番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

最後の質問になります。

最近、電子図書館という言葉を目にいたします。電子図書館とは、パソコンやスマホ、タブレット端末を使って24時間どこでも電子書籍が読めるサービスです。郷土資料や文献などをデジタル化することで紙ベースのような劣化も防ぎ、保管することができます。また、蔵書のスペースも確保されていくかと思えます。

県内では、大垣市と関市が開設をされております。将来的には本巣市でもと思えますが、今後のほんの森の、その電子図書館ということはさておきまして、本巣市立図書館としてどのような将来像をお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

電子図書館など、市立図書館としての今後の将来像についてでございますが、まず電子図書館とは、インターネットを利用して図書館の所蔵する電子書籍を閲覧できる図書館のことであります。紙の本と同じように、貸し出しや返却、予約ができる仕組みとなっております。

御利用に際し、図書館での申し込み等は必要になってきますが、それ以降、パソコンやタブレットなど、インターネット端末を利用することで閲覧も可能になってきます。

しかし、最新の書籍が読めることが少なく、これに加え、導入に際し多額の費用負担、貸し出し回数や提供期間などの制限、電子書籍利用による来館者が減少する、さまざまな課題があります。

これにつきましては、慎重に検討すべきものと捉えております。

市立図書館としての将来像につきましては、市民の方から読書記録を残せるようにしたいというテーマや要望がございますので、システムの更新に際しまして、ホームページから自分の読書歴がわかるような「マイ本棚」や、特に子どもたちを対象といたしました「読書通帳」などの仕組みについて考えていきたいと思っております。

今後も、「しんせいほんの森」運営協議会において御意見をいただきながら検討し、市民とともに歩いていく図書館を目指していきたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

今後も、さらに文化薫る教養豊かな本巣市構築を期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩いたします。1時30分から行いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鏑本規之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議席番号16番 大西徳三郎君が早退されましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

それでは、一般質問を行います。

3番 高田浩視君の発言を許します。

高田議員。

○3番（高田浩視君）

過去3回の議会では、質問が1日目の午前中ということで、今回、2日目の午後、しかもただ一人ということで、今、皆さんの期待を非常に感じております。そして、しかもトリということで、ふだんトリをとりなれておりませんので、非常に落ちつきません。質問の趣旨がうまく伝わるかどうかわかりません。

さて、あの暑い夏はもうこないのでしょうか。1年ほど前からですけど、本巢は熱く、そんな看板を市内でも見受けます。それ以来、身も心も熱く燃えたぎっていたはずですが、その効果はないのでしょうか。少し涼しくなってきました。

そんな中、本巢市における小・中学校のエアコンの設置は、本巢市の教育に対する、子どもたちに対する強い思いを感じます。このような事業を展開してみえました市長初め執行部の皆さん、また先輩議員の皆様の市政運営に大変感動しています。私もこのような市政の一端を担えるように、今一層努力していきたいと思っております。

いつものように一言だけ。私は子育てを通じ、地域の子どもたちからたくさんの感動と勇気をいただきました。その子どもたちのために議員活動の全てをささげる覚悟でいます。

では、質問に入らせていただきます。

1項目めです。市内の小規模の商工事業者への支援についてお尋ねしたいと思います。

6月の「ぎふ経済レポート」からです。景況感ですが、景気は一部に弱さも見られるが、緩やかな回復が続いていると。地場産業についてです。厳しい状況が継続している。消費の縮小に加え、慢性的な人手不足により全体的に厳しい状況が継続しているが、各産業において販路拡大に向けた動きに活性化が見られる。資金繰りについてです。業績好調な企業にとっては、資金繰りは問題なく、借入環境にも変化は見られない。一方、小規模企業では、収益圧迫等を背景に、資金繰りは依然として厳しい状況にある。雇用です。売り手市場による大手志向の求職者も増加しており、求人と求職のミスマッチが見られ、県内中小企業にとって、人材確保の厳しさから、人手不足が蔓延化しているとあります。

本巢市の地方創生の柱は、市内での盛んな経済活動のほずです。そのためには、地元の商工事業

者の活発な経営活動が不可欠と考えます。特に、小規模な事業者は手探りで経営を行っています。商工事業者への支援は、その多くを商工会を通じて補助金の交付という形で行われています。小規模事業者に対しては、小規模事業者持続化補助金、ものづくり・商業・サービス業新展開支援補助金、IT補助金、軽減税率対策補助金などでしょうか。小規模事業者持続化補助金では、地道な販売・開拓などの取り組みや、販売・開拓などの取り組みとあわせて行う効率化のための取り組みに対して、上限50万円、対策費の3分の2の補助金の交付事業です。

本巣市商工会では、28年まで申請114件、採択61件。29年、申請33件、採択24件。軽減税率対策補助金ですね。軽減税率制度の導入により複数税率を取り扱う事業者が、複数税率対象のレジ受発注システムを導入するための経費の一部を補助するものですが、レジ受発注システムの導入費用の3分の2の補助、上限20万円です。採択9件です。積極的な支援が行われています。

今、新たな取り組みが始まっています。全国で地方自治体が中小企業の支援措置を立ち上げ、経営のアドバイスを行う取り組みが成果を上げています。7月には、大垣市の商工会議所にも開設されております。このような支援方法を検討する必要があると考えます。

1項目めです。本巣市内の小規模事業者の現状はどうなっていますか。業種、その数、就労者、売り上げ規模等の推移は、またこれらの事業者が抱える課題はどうなっているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

御質問の、本巣市内の小規模事業者の現状、業種、その数、就労者数、売り上げ規模等の推移、またこれらの事業者が抱える課題について、お答えをさせていただきます。

本市における小規模事業者数及び従業者数につきましては公表されておりませんので、平成26年度に総務省が行った「平成26年経済センサス基礎調査」における岐阜県の総企業数に対する小規模事業者数の割合で比準しますと、本市の小規模事業者数は、およそ1,300社、従業者数は4,000人と推計されます。

業種につきましては、卸売り、小売業が最も多く、割合にしますと27%、次いで建設業、製造業となっており、全部で15業種ございます。

本市の売り上げ規模等の推移につきましては、県の統計調査によりますと、平成26年度時点で、製造品出荷額等において737億円、卸売業の商品販売額が98億円、小売業の商品販売額が427億円となっております。

しかし、いずれの売上金額においても小規模事業者の売り上げを特定することができないことから、売り上げ規模等の推移につきましては把握しておりませんが、国による成長戦略や外需主導の景気拡大等により、緩やかな改善傾向が続いており、小規模事業者を取り巻く環境も改善傾向の兆しが見え始めていると思われまます。

また市商工会からの聞き取りによりますと、小規模事業者の売り上げ等の改善度合いにつきましては、業種や事業規模、地域等によって異なり、また設備投資や生産性の伸びに加え、経営者の高齢化や後継者不足による事業承継など、さまざまな課題を小規模事業者が抱えると把握しております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

2項目めです。2018年版小規模企業白書です。2つの課題が提起されています。小規模事業者では、人手不足を背景に経営に業務が集中している。業務の見直しやIT活用を進めることを通じて間接業務の業務負担を軽減し、経営者の業務効率化を進めることが急務の課題としております。

もう一つです。小規模事業者への施策を浸透させる上では、支援機関の役割が重要である。支援機関による伴走型支援や、支援機関同士の連携によって小規模事業者が必要とする施策をスムーズに届けることが可能となる、としています。

本県市内の小規模事業者に対する支援と、その効果についてお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、御質問の本県市内の小規模事業者に対する支援と、その効果についてお答えさせていただきます。

本市では本県市商工会が窓口となり、事業者への経営支援、各種講習会・研修会等の開催、制度融資のあっせん、記帳・税務支援等、さまざまな事業を実施しているところでございます。

小規模事業者に対する支援としましては、小規模事業者が市商工会の助言を受けながら経営計画書を作成し、その経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、全国商工会連合会から原則50万円を上限に補助金を受けられるもので、小規模事業者持続化補助金制度がございます。

本市においては、本制度開始となる平成25年度から平成29年度までの間に85の小規模事業者が採択を受け、4,387万円の補助金の交付を受けているところでございます。

市においても、中小企業者の経営安定を図るための小口融資制度や、市内の購買活動の増進を図ることで市内商工業者を支援する「もとまる商品券振替事業」、また広域連携事業の一環として実施しております創業支援や就業支援などの事業に対する支援、また本県市中小企業・小規模企業振興条例の制定、さらには、本年度につきましては、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定など、小規模事業者に対する支援を実施しているところでございます。

[3番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

3項目めです。現状を踏まえ、今後の支援のあり方はどうしていくのかお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

先ほどお答えいたしました、本年6月6日に生産性向上特別措置法が施行されたことに伴い、本市におきましても、同法の規定に基づき策定をいたしました導入促進基本計画が、6月19日付で中部経済産業局の同意を得たところでございます。

各事業者におきましては、本基本計画に基づいた先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受けることで、新たに取得した先端設備の固定資産税の免除や補助事業の優先採択を受けることができるなど、事業者には大変メリットがあります。

本基本計画においては、市内全域、全業種を対象とするとともに、事業者が導入する先端設備等についても全て対象としていることから、現在までに6件の事業所が導入計画の認定を受け、受けているところでございます。

今後においても、市内事業者が本制度を活用することで積極的な設備投資が促され、さらなる経済発展が期待できることから、市商工会との連携により本制度を広く周知を図るとともに、「もともとまる商品券振り替え事業」による消費喚起、また広域連携における事業への支援、市商工会が取り組んでいる経営相談や税務相談事業に対する補助によりまして、引き続き小規模商工業者を支援していきたいと考えております。

[3番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

4項目めです。商工事業者の数が減少しています。事業を始めたい方、事業を続けられない方、後継者が見えない方がうまくつながってないの見受けられます。本巣市における事業継承の現状、課題、そしてその支援についてお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それではお答えさせていただきます。

市商工会の調査によりますと、本市における商工業者は、平成25年度時点で1,638件でありましたが、平成29年度時点では1,411件と、227件減少しているとお聞きをしております。

これは、経営状況が改善できないことに加え、事業者の高齢化、後継者不足等により事業継承をすることができず廃業されたことが、商工業者が減少した要因の一つと考えられております。

事業継承を円滑に行うためには早期・計画的な準備が必要不可欠であり、後継者となる人材の育成、後継者が経営しやすい体制づくりや経営の改善など、課題が多岐にわたることから、中小経営者に対しての意識喚起や適切な支援の情報提供を図っていく必要があると思います。

市商工会におきましては、経営者の交代を契機に経営革新を行う事業者や、また事業の再編や統合を考えている経営者に対して、その取り組みに要する経費の一部を補助する「事業承継補助金」の制度を紹介し、事業承継が円滑に行えるよう支援しているところでございます。

市といたしましても、先ほどもお答えしましたとおり、市商工会の取り組みに対する補助金の交付、また広域連携事業の一環として実施している経営相談窓口の設置などに対する支援などを実施しているところでございます。

[3番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

5項目めです。大垣市に中小企業の支援組織、ガキビズ（Gaki-Biz）が開設されています。

さて、ガキビズとは何でしょう。ガキビズのホームページからです。「売り上げが上がらない。新商品を開発したい。どこにも負けない技術があるんだけど……。新たに起業したい。販路を拡大したい。そんな中小企業や小規模事業者の皆さんの悩みや課題を全力でサポートします。頑張っている中小企業経営者、個人事業者や起業・創業を考えている方のビジネスチャレンジにおいて、売上向上に重点を置いた具体的なアイデアを提案し、ずっときめ細かいサポートを応援するビジネスモデル型支援センターです。大垣地域の企業、商工会議所、行政が一体となって中小企業や小規模事業者の皆さんの悩みや課題に情熱を持って取り組み、地域産業の振興と地域経済の活性化を図っていきます」とあります。

私は実際に事業者の方とガキビズに相談に行きました。1時間の面談ですが、納得いくまで相談は継続されます。通常、これだけのコンサルタント料は相当なものだと思います。小規模の事業者の負担できるものではないはずですが、ここは無料です。

本巢市のホームページには、このガキビズの紹介があります。この意図はどういうことでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それではお答えさせていただきます。「ガキビズ」とは、「大垣ビジネスサポートセンター」の略で、西美濃3市9町で構成する広域連携事業の一環として各市町が支援し、地域経済の振興と活

性を図ることを目的に、大垣地域経済戦略推進協議会によって、本年7月4日に大垣市情報工房2階に開設されたものでございます。

本市もこの協議会のメンバーとして参加し、運営経費の一部を負担しており、本市の市民の方も無料でこのガキビズを活用できる仕組みとなっております。

ガキビズでは、売上向上に重点を置いた具体的なアイデアを提案し、きめ細かいサポートを無料でやっていることから、市内中小企業経営者や個人事業者、起業・創業を考えている方、こういった方の経営改善が図られるよう、本市ホームページで情報提供をしているところでございます。

相談件数につきましては、オープンから2カ月余りで延べ238件で、市内においても9事業者の方が相談申し込みをされ、うち6事業者が既に相談を受けられ、ガキビズを活用されているところでございます。

今後につきましても、本市の中小企業や個人事業者の支援につながる情報を市のホームページや広報紙などを活用し、積極的に周知を図ってまいりたいと考えております。

[3番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

6項目めです。このビズモデルを確認します。2008年8月に富士市に、富士市産業支援センター「Fビズ」が立ち上がりました。Fビズは、ブランディングやマーケティング、ITの専門家チームが売り上げアップに特化した無料の経営支援を行っています。開始から9年間で延べ2万6,000件を超える相談が寄せられ、多数の新規事業や新商品など売り上げアップの事例が生まれています。

これまでの公的な産業支援といえば、補助金や助成金の申請支援、会計業務の記帳指導、さらには制度融資の窓口支援などが中心でした。これらの取り組みは、高度成長期などには有効だったのでしょうか。

一方、人口減少が進んでいく中で、いかに売り上げを上げていくかということに課題の主眼が置かれるようになった今、売り上げアップ支援という攻めの経営支援が求められています。それは、単に取り巻く経営環境を診断し、他人事のように分析するのではなく、実際の売り上げアップに向けて具体的な提案をし、サポートまでしてくれる存在が求められている。それを実行しているのはFビズのようなようです。

昨年です。静岡県富士市では、このビズバン、地方創生会議が開催されました。驚くのは、とにかく全国からの高い注目度です。このシンポジウムに全国50を超える自治体関係者が参加し、市長、副市長といったクラスの方も10名前後参加していたようです。富士市の市長は、会議の冒頭、Fビズモデルの支援こそ、地方創生の切り札と挨拶されています。

富士市で始まった取り組みが、今では十数地域に自治体主導で広がり、50を超える自治体関係者が集まり、導入を積極的に検討するようになっていきます。中小企業への、中小企業支援への手詰まり感と言っているのではないのでしょうか。

日本の企業の99.7%が中小企業とされています。一つ一つの店や町工場などに対する中小企業支援こそ、地域活性化のど真ん中です。これまで多くの自治体に取り組む中小企業支援は、展示会出展補助などの補助金、年に何度かのセミナー・講演会の開催、借入れの際の利子の一部補助、それに、先ほど述べた公的支援機関への資金拠出といったところです。つまり、ダイレクトに売り上げアップにつながる打ち手がないんです。そうした手詰まり感の中で、Fビズモデルへの注目が日増しに高まっていると言えます。

本巢市においても、新たな商工業者への支援方法を検討する必要があるのかお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

御質問の、本巢市においても新たな商工業者の支援方法を検討する必要につきまして、お答えをさせていただきます。

先ほどもお答えいたしました。本市における商工業者に対する支援につきましては、市が実施している中小企業者の経営安定を図るための「小口融資制度」や、市内の購買活動の増進を図ることで市内商工業者を支援する「もとまる商品券振り替え事業」、また市商工会が窓口となり行う経営相談や税務相談事業、また先ほどありましたガキビズのように、西美濃3市9町で構成する広域連携事業の一環として実施する創業支援や就業支援事業等がございます。

今後につきましても、市が独自で取り組む「もとまる商品券振り替え事業」など、きめ細かい事業支援に加え、本市商工会が取り組む事業に対する補助による支援を、また本市単独で事業実施が難しく、広域的に取り組んでいくほうが高い効果が得られる事業につきましては、引き続き西美濃3市9町で構成する協議会を支援するなど、引き続き小規模商工業者等に対する支援策の方法を検討し、進めていきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

市長に再質問をさせていただきたいので、お聞きください。

Fビズモデルの成功には、地域性はない。全ては支援する人材の適正によって決まるとシンポジウムでも言われています。お金をかけずに、知恵を出し売り上げを上げていくには、高いコンサルタント能力が求められ、それを実現できる人材の確保が重要だと指摘しています。各地では年収1,000万円超の報酬で公募を行い、多くの募集団の中から適正のある人材を採用・育成を行うことで、高い成果を上げています。

一方、地域で支持される結果を出さなければ即、首となるように単年度契約とし、ともすればお役所仕事とやゆされることのないような緊張感が成果につながるような制度を設計しています。地

方創生や中小企業支援といった中で、注目されるFビズモデルの背景には、現状の自治体主導の取り組みへの手詰まり感があります。全国各地で高い成果を上げているこうした取り組みへの期待は、まだまだ高まりを見せるように思います。

ガキビズには相談が殺到しています。現状も、次回の相談は2カ月後です。この取り組みが周知をされてくれば、相談者はふえていくでしょう。

本巢市の人口は3.4万人。人口3から10万人規模の自治体に限れば、この取り組みが始まっている自治体は2011年、静岡牧之原市、4.4万人。2012、静岡熱海市、3.6万人。2015、熊本天草市、7.9万人。2016、岐阜です。岐阜関市、8.7万人。静岡裾野市、5.2万人。2017、宮崎日向市、6.1万人。福岡直方市、5.6万人。長崎大村市、9.3万人。壱岐市、2.6万人。島根県の邑南町です。1万人です。ことしになってからです。京都福知山市、7.8万人。先々月、熊本人吉市。3万人規模の自治体では、予算的にも事業的にも厳しいことは想像できます。瑞穂市5.4万人、北方町1.8万人。近隣の市町が手を取り合えば、地元の事業者、行政、支援組織、そして何より市民の皆さんが納得いく結果を導くことは可能と考えます。

近隣の市町と手を取り合い、新たな商工事業者の支援の方法を検討する必要があるのではないのでしょうか。市長にお伺いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、ガキビズについては、ビジネスサポートセンターの事業についての再質問にお答え申し上げます。

ビジネスサポートセンターの関係で言えば、ちょうど今、議員のほうからお話ございましたが、聞きますと、全国で約20カ所ぐらいでもう既に展開されておるといようなことのようにございます。

ガキビズも、この7月からスタートいたしておりますけれども、結構人気が高くて、多くの方に相談にお越しいただいているといようなことのようにございまして、本巢市も、もう9件ほどの事業者が相談に行っているということでもあります。また1回で済まないということで、大変リピート率も高いということで、また先ほどもちょっとお話ございましたように、予約しても1カ月半ぐらい待たないとなかなか行けないといような状況であるということも聞いております。

今回の、このガキビズのほうに我々が参加させていただいておりますのは、既に西美濃3市9町ということで、いろいろと今までも広域的に事業をやってきておる3市9町でございます。観光につきましても、連携をずうっともう昔からやっていますし、西美濃の広域連携の事業、またすぐお隣の三重県なんかとも組んでいる西美濃の関係の広域連携といようなことも、ずうっともう過去からやってきておりまして、今回も西美濃の3市9町でやってきておるといのが、その事業の中の一つとして、こうしたいわゆる事業相談、中小企業支援、またいわゆる小規模企業の支援を

やっていこうじゃないかということから、今回、我々もその中に入れていただいてやらせていただいております。

今回、このガキビズの運営費というのは、先ほどお話しは出ていませんけれども、既にかんりの、相談に乗る方がしっかりとした方でないとなかなかできないということで、先ほどお話しございました、かんりの高給の、高額の給与を支払いしてやっております。このガキビズの、運営費が約3,000万を超えている事業でございます、我々も3市9町といいますが、実質は大垣市と大垣の商工会議所が大半は持っていて、残り2市9町は少しそれを使わせていただいているというような形での運営形態になっております。

これも、西美濃3市9町であります。約40万人ぐらいの対象人口の中でやっている。先ほど部長がお答え申し上げましたように、単独ではなかなか厳しいものを、こうして広域連携の中でやるほうがやはり効率もよく、しかもまた少ない経費で最大の効果を得られるというようなことで、今回、取り組ませていただいております。

そういったことから、当面は、今、ガキビズがスタートしたばかりでございます、ガキビズの大垣市のほうを中心とした、ここに我々も参加しながら、この小規模事業者の支援というのを今後も引き続きやっていきたいなあと。

今後、事業者などからこうして多くの方がふえてきて、なかなか相談が難しいよというようなことであれば、ガキビズを運営する大垣市や、そしてまた3市9町で相談をして、もっと相談者をふやすなどしながら、もうちょっと回数を多くできるような制度になるように考えていきたいなあと思っています。

いずれにしても、我々も既にここへ入って、ここでやっておるということでございますので、これを拡大していく、そしてこれを効率よく運営していくという方向で、これを今後ともやっていかなきゃいけない。我々が一つだけ抜けてどうのというわけにはいきませんので、既に3市9町で提携をしてやっておる事業でございますので、引き続きこの事業を拡大、もしくは強化する方向で、皆さん方の小規模事業者等の要望にお応えできるような制度にしていきたいなあとというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

ありがとうございます。

高速道路のインターやパーキングエリアができるだけでは活性化はできません。開通に向けて積極的な経済活動、つまり、地元小規模事業者の売り上げアップが展開できなければ、地方創生は達成できないと思います。引き続き検討をお願いします。

2つ目の質問に入ります。

インターネットによる情報発信についてです。スマートフォンの普及が全ての世代で年々増加し

ています。そして、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、いわゆるSNSが急速に広がっています。SNSとは、ネット上のコミュニケーションツールであると言えます。仕事や趣味を同じくする人たちの間で使われているだけではありません。さまざまな活用が試みられ、自治体での利用も広がっております。

市民が自治体の情報に対し、求めるニーズが大きく変化しています。SNSは、相互の情報発信を新たな設備投資を行うことなく容易に行うことができる手段です。そして、時として大きな力を発揮しています。3・11、東日本大震災で、電話などの通信インフラが軒並み使用不能になる中、SNSはつながりやすく、安否確認に使用されたほか、支援のマッチングにも活用されました。企業も続々とSNSを利用するようになってきました。今や、一番信用される情報は、口コミや個人からの情報であり、SNSでやりとりされた情報とはまさにそのような情報だからです。コストをかけないでユーザーの共感を得られた情報は、多くの人に波及するだけでなく、購入する、訪れるといった具体的な行動を導いています。

人口減少が急速に進みます。厳しい財政運営の中、産業の空洞化や人間関係の希薄などに悩む自治体が、地域活性化の手段としてSNSに注目するのは当然と言われています。効率的に自治体行政を行うには、インターネットによる情報発信の利用を計画的に進めていく必要があると思います。

1項目めです。本巢市におけるインターネットを利用した情報発信の現状はどうなっているのでしょうか。その手法、発信方法、発信内容、反応についてお聞きします。本巢市に住んでいる方には、本巢市に観光で訪れる方には、本巢市が気になっている方にはと、どんな情報を発信しているのか教えていただけませんか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本市のインターネットを利用した情報発信の現状につきまして、その中心となりますのは、ホームページによる情報発信でございます。ホームページでは、市政全般に係る情報を幅広く、随時更新しながら掲載しているところでございます。

具体的には、トップページでは、「市政」「市民の方へ」「事業者の方へ」「観光情報」「緊急・防災」のそれぞれのタブを設定しておりまして、本巢市に住んでおられる方、本巢市に観光で訪れる方、本巢市が気になった方など、それぞれの利用者が目的に合わせて情報を引き出せるようにしているところでございます。

また議員が申されましたように、近年、スマートフォンの普及によりSNSの利用者が増加しておりますことから、本市におきましても、平成28年6月にフェイスブック及びツイッターのアカウントを取得いたしまして、運用を始めております。特にイベント情報を中心に発信しているところでございます。

また平成29年3月にはユーチューブのアカウントを取得し、市政情報番組のほか、各担当課において作成をいたしましたPR動画につきましても、配信を始めたところでございます。

そのほか、スマートフォンの普及という点では、平成27年9月に広報紙配信アプリ「マチイロ」のアカウントを取得して情報を発信いたしておりまして、スマートフォンアプリにより「広報もとす」を見ていただくことができるよう、市の情報発信の充実に努めているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

2項目めです。市内でも多くの外国人を見受けます。多くは学生さんや研修生の方でしょうか。市内での生活に困難はないのでしょうか。また日本中至るところに外国人旅行者がいます。私たちが知らない観光地にも数多くの方が訪れています。真桑人形浄瑠璃、能郷のお能、淡墨桜で見かけることは少ないと思いますが、特に外国人に対する情報発信は行われていますか。本巢市に住んでいる方、本巢市に観光で訪れる方には、本巢市が気になった方にはどんな情報を発しているか教えていただけませんか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

現在の本巢市におけるインターネットによる情報発信におきましては、特に外国人を対象として行っているものは今のところございません。

しかしながら、議員も申されましたように、近年、日本を訪れる外国人が年々多くなってきておりますことから、本市におきましても、今後は外国人に対する情報発信も必要となることが想定されます。市のホームページでの外国人に対する情報発信につきましては、ホームページのシステム更新とあわせ、今後検討してまいりたいと考えております。

またツイッターにつきましては、投稿された記事が利用者の設定しております言語に変換される翻訳機能が提供されておりますので、受け手側でこの機能を用いることにより、ある程度の情報は確認していただくことは可能であると考えております。

フェイスブックにつきましては、作成した記事を多言語に翻訳して投稿できる機能がございますので、これを発信者側である市において利用することは可能ではございますが、その翻訳されたものが間違っていないかの確認が難しいなどの課題もございます。

またユーチューブにつきましても、タイトルやコメントを多言語に翻訳する機能はございますが、フェイスブックと同様、課題もございまして、今のところそういった機能を活用した情報発信は考えておりません。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

SNSを使った国際交流も注目されているようです。国際交流事業では、海外を訪問する人数は限界があります。インターネットを利用した交流では、幅広い市民や学生が参加できます。ふだんからクラス単位で交流していれば、自治体の訪問と組み合わせ、教育効果が高まるようです。個人的な体験にとどまっている国際交流を、多くの子どもたちに広げることができます。

3項目めです。SNSで活発なコミュニケーションが行われると、時として想像ができない批判や中傷が殺到すること、いわゆる炎上が起こることがあります。また間違った情報を提供してしまうことがあります。本巢市においては、運用上のルールはどうなっていますか。そして、トラブルは発生していませんか。お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

このSNSによる情報の発信に際しましては、議員が申されましたように、運用上のルールを明確にすることが重要でございます。本市におきましては、発信をする上での注意点でありますとか、またいわゆる炎上したような場合、じゃあどういふ対応をするのか、というようなことを定めた内部運用方針というものを定めております。こういった運用方針をもとに、情報の発信に現在努めているところでございます。

今のところ、SNSによる情報発信におけるトラブルといったものはございませんが、今後もこういった運用方針をもとに、注意しながら情報発信に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

やらなければならないのはSNS運用に対する規正であり、自治体の役割は、投稿の禁止事項、免責事項などを定めたもので、投稿する市民の責任やアカウントの運用責任まで含めているものもあるようです。守りをしっかり固めた上で積極的にSNSの運用を図っていくことが、地域活性化のために求められています。

4項目めです。国の地域づくりの施策として、新たに関係人口の創出需要が注目されています。移住した定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもない、地域や地域の人たちと多様にかかわる者である関係人口に注目し、地域外からの交流人口をふやすことが必要としています。

地域とかかわりを持つ者、具体的にはその地域にルーツがある者や、ふるさと納税の寄附者に対して、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供していくこと。これから地域とかかわりを持つとする者、具体的にはスキルや知見を有する都市部の人材が、都市部に暮らしながら地域課題の解決に継続的にかかわるきっかけを提供していくことです。人口減少、高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところの関係人口と呼ばれる地域外の人材が、地域づくりの担い手となることができるようです。SNS等の利用が大いに有効と考えますが、取り組んではどうでしょうか。お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

この関係人口の創出につきましては、先ほど議員からも御紹介がございましたように、少し重複するかと思いますが、国におきましても、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の方々と多様にかかわる関係人口、こういったものに注目をいたしまして、地域外からの交流の入り口をふやす取り組みとして、関係人口創出事業、こういったものをスタートさせているところでございます。

本市におきましても、人口減少や高齢化によりまして地域づくりの担い手が不足する状況が懸念されておりますので、地域や地域の人々と多様にかかわる関係人口の創出につきまして、検討を進めていかなければならないものというふうに考えております。

こうした地域外の交流、関係人口の創出を進めるに当たりましては、地域外への情報発信は欠かせないものでございますことから、議員が申されましたようにSNSを初めとしたインターネットによる情報発信を有効に活用していかなければならないものと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

5項目めです。ちょっとよくわからなかったもので、本当は総務部長にもお尋ねしたほうがよかったかという質問ですが。

今、経験したことない災害が頻発しております。自治体には、迅速で的確な対応が求められています。

2011年、オーストラリア、ブリスベン市で、サイクロン、モンスーンが断続的に襲い、州の4分の3が水害に遭い、4万棟の建物が浸水被害を受けたようです。デジタルメディアコミュニケーションチームが増設され、ウェブサイトをふだんから運営する傍ら、SNSにも力を入れており、SNS戦略を担当する職員が常勤で配備されていたようです。市民が市役所の連絡にSNSを使うなど、互いのコミュニケーションツールとしてふだんから活用されていました。洪水後、すぐに通常

のウェブサイトはアクセス過多が原因でサーバーがダウンする中、約157万人がSNSを利用して情報収集をすることができたようです。チームは24時間態勢で業務に当たり、災害対策本部である地域災害コミュニケーションセンターと情報共有を密にしたようです。市役所も関係部署と調整を図りながら、正確でタイムリーな情報を随時SNSプラットフォームにアップし続けました。情報は一方的に提供するだけでなく、市民や信頼できる団体がSNSサイトにアップしているポストを1時間間隔でモニターし、彼らの悩みや質問にも答えました。収集した現場の情報を関係部署に連絡することで、解決につなげたこともあったようです。電話が通じず、フェイスブックで救助を依頼。その書き込みを発見したチームが救助隊に連絡。2時間後に救助されました。

SNSでは、情報のフローが極めて速い。その特性を生かすには、専任チームの存在とその権限の拡大が欠かせません。SNSを利用する際には、通常の行政組織がとっている指令系統で記入したのでは、リアルタイムの情報を伝達することはできない。チームにSNSサイトにアップする権限が大事であるとしています。

国は、ことし3月に、災害対応におけるSNS活用ガイドブックを共有しています。その中で「近年地方公共団体において、災害情報の発信ツールの多様化の観点からSNSの活用が進んでおり、こうした状況を踏まえSNSの有効性を考えますと、いまだに活用に至っていない地方自治体におかれましては、導入を期待しますとともに、既に活用されているところにおかれましても、情報発信にとどまらず、情報収集、分析の手段の一つに加えることにより、さらなる災害対応の高度化につなげていただけたらと思います」とあります。

災害対応に利用することには非常に有効であると国も求めていることです。いざその際、威力を発揮するには、平常時からSNSを利用したコミュニケーションを活発に図って、その活用方法を熟知していくことのように。インターネット活用による情報発信対応に特化した活動や配置が必要と考えますが、どうでしょうか。

○議長（鐺本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えいたします。

改めて申し上げるまでもなく、近年のインターネット社会の発展はすさまじく、その利用は官民間問わず欠かせないものとなっております。本市におきましても、これを最大限有効に活用しなければならぬというふうに考えております。

本市のように規模がそれほど大きくない自治体におきましては、限られた職員で幅広く業務に当たっておりますので、議員が申されましたような災害情報の発信も含め、それぞれの担当者が情報発信できるような仕組みの充実を図り、市全体での情報発信力を高めてまいりたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

最後、要望です。

現代的なコミュニケーションツールの一つとして定着したSNS。この有効なツールを活用しない自治体は時代おくれと批判される時代が近づいています。災害発生時には、住民との迅速なコミュニケーションが欠かせないし、復興時には、ボランティア募集や募金などへの展開の活用が期待できます。従来の広報とは違う性格を持つSNSを平常時に少しずつ導入し、その活用方法について事前に計画を策定できる自治体こそが、災害時に住民から信頼される自治体となるのではないのでしょうか。日本で有数の広報をつくられる本巢市の企画部です。十分なお力をお持ちではないでしょうか。民間の力をかりることも可能ではないのでしょうか。若い力をかりるのもよいのではないのでしょうか。また市内にはきっと才能が眠っているはずです。今はできなくても、いつでも開始できるよう、心の準備をお願いします。

質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（鰐本規之君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

9月27日木曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後2時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

副 議 長 瀬 川 治 男

署 名 議 員 村 瀬 明 義

署 名 議 員 若 原 敏 郎